

平成 28 年度
大田区包括外部監査結果報告書

「保育事業の執行について」

平成 29 年 3 月

大田区包括外部監査人

公認会計士 菊池 努

目次

第1章 監査の概要

1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 外部監査対象期間	1
4. 外部監査対象機関（部局）	1
5. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
6. 外部監査の方法	2
7. 監査実施期間	3
8. 外部監査人及び補助者	3
9. 利害関係	3
10. 指摘及び意見	4

第2章 大田区の保育事業の概要

1. 大田区の保育を取巻く保育環境と保育の現状	8
(1)人口の推移と未就学児数の推移	8
(2)未就学児の保育園及び幼稚園の入所状況	12
(3)待機児童の推移	14
(4)23区の保育所定員、入所数、待機児童数の比較	15
2. 国と区の子ども子育てに関する取組み	19
(1)国の取組み	19
(2)大田区の取組み	24
3. 大田区の保育事業の概要	24
(1)保育所の目的	24
(2)保育の必要性の認定	25
(3)保育所の分類	30
(4)大田区の保育制度	34
(5)こども家庭部の組織の概要	35
(6)保育事業に係る予算の推移	38
(7)保育園運営経費の推移	44
(8)認可保育園の施設数及び定員	45
(9)区立保育園の職員数	46
(10)大田区の地区毎の保育施設の設置状況	47
(11)保育園民営化の現状と23区の民営化の現状の比較	50

第3章 大田区保育事業の監査結果及び意見

第1節 保育所の入所選考

1. 概要	55
(1)入園申込の要件	55
(2)入園決定までの流れ	55
(3)選考基準について	56
2. 監査手続	59
3. 監査の結果	59
(1)選考基準指数表の見直しについて	59
(2)同順位の家帯の取り扱いについて	60
(3)単身赴任家帯への調整指数の加点について	62

第2節 子育てに対する相談体制及び子育て情報の充実状況

1. 概要	64
2. 監査手続	66
3. 監査の結果	67
(1)保育サービスアドバイザーによる相談	67
(2)子ども家庭支援センターの相談	70
(3)児童館の子育て相談	71
(4)保育所の子育て相談	72
(5)子育て応援サイトの運営	73
(6)子育てハンドブックの作成・配付	75
(7)ファミリールーム	77
(8)子育てひろば	78
(9)ファミリー・サポート・センター事業	80

第3節 保育料の収納及び滞納整理

1. 概要	82
(1)債権	82
(2)収納及び滞納整理手続の概要	83
2. 監査手続	88
3. 監査の結果	89
(1)保育料の収納事務の適切性	89
(2)保育料の口座振替の利用状況	90
(3)不納欠損処分処理状況	91
(4)滞納簿の整理状況	92
(5)納付誓約書・納付計画書の整理状況	92
(6)高額滞納者への対応状況	93

第4節 保育料の決定手順及び減免手続の状況

1. 概要	94
(1) 保育料の水準	94
(2) 保育料の決定手続	94
(3) 保育料の減免手続	96
2. 監査手続	97
3. 監査の結果	97
(1) 保育料の改定	97
(2) 園児1人あたりの保育に係る月額経費の公表	102
(3) 保育料の減額手続	103
(4) 転入者の保育料の決定手続	104

第5節 保育サービス等の充実・整備の状況

第1項 民間保育園の整備支援状況

1. 概要	105
(1) 認可保育園の概要	105
(2) 私立(認可)保育園の過去の整備状況	106
(3) 大田区内の私立(認可)保育園	106
2. 監査手続	108
3. 監査の結果	109
(1) 認可保育園の開設状況	109
(2) 認証保育所の認可保育園への移行	110
(3) 民間(認可)保育園の開設手続	110

第2項 小規模保育所の拡充支援の状況

1. 概要	111
(1) 制度概要	111
(2) 大田区の施設数	111
(3) 施設の入所状況	115
2. 監査手続	115
3. 監査の結果	116
(1) 小規模保育所の開設状況	116
(2) 連携施設の必要性	116
(3) 小規模保育所の開設手続	117

第3項 認証保育所の整備支援状況

1. 概要	117
(1) 認証保育所の定義	117

(2) 認証保育所の基準設備、面積	120
(3) 認証保育所の職員配置基準、食事の提供	120
(4) 大田区内の認証保育所	121
(5) 認証保育所の施設数の推移	124
2. 監査手続	125
3. 監査の結果	125
(1) 認証保育所の開設状況	125
(2) 認証保育所の開設手続	125
第4項 定期利用保育事業の充実支援の状況	
1. 概要	126
(1) 制度概要	126
(2) 定期利用保育施設	126
(3) 大田区子ども家庭支援センターの施設（キッズなルーム）及び社会福祉センター内施設（サン御園）の3施設による定期利用保育事業の利用状況	128
2. 監査手続	129
3. 監査の結果	129
(1) 定期利用保育事業の利用率	129
(2) 定期利用保育事業の推進	131
第5項 家庭福祉員（保育ママ）制度の充実の状況	
1. 概要	132
(1) 制度概要	132
(2) 家庭福祉員の資格	135
(3) 家庭福祉員の定数及び受託日、時間及び期間	135
2. 監査手続	136
3. 監査の結果	136
(1) 家庭福祉員申込書兼備付台帳	136
(2) こども家庭部事業概要での受託児童定数	136
(3) 家庭福祉員の増員	137
(4) 家庭福祉補助員の増員	138
(5) グループ保育室の整備	139
(6) 家庭福祉員の処遇の不安定性	140
(7) 家庭福祉員の研修	141
(8) 家庭福祉員に対する巡回指導	142
(9) 拠点保育園との連携	142
第6項 認定こども園の開設支援の状況	
1. 概要	145

2. 監査手続	147
3. 監査の結果	147
(1)認定こども園の開設状況	147
(2)認定こども園への移行時の補助金の必要性	147
第7項 事業所内保育所開設等の支援の状況	
1. 概要	148
2. 監査手続	149
3. 監査の結果	150
・事業所内保育所の開設状況	150
第8項 時間外保育の状況	
1. 概要	151
2. 監査手続	152
3. 監査の結果	153
・延長保育の利用状況	153
第9項 一時預かり保育の状況	
1. 概要	156
2. 監査手続	160
3. 監査の結果	161
(1) 私立認可保育所における一時預かり保育の利用状況	161
(2)大田区子ども家庭支援センターの施設（キッズなルーム）及び社会福祉センター内施設（サン御園）による一時預かり事業の利用状況	162
(3)緊急一時保育の利用状況	164
第10項 病後児保育の状況	
1. 概要	166
2. 監査手続	167
3. 監査の結果	168
(1)病後児保育の利用状況	168
(2)病後児保育施設数と区内での分布	169
第11項 幼稚園預かり保育事業の状況	
1. 概要	172
2. 監査手続	174
3. 監査の結果	174
(1)幼稚園預かり保育事業の利用状況	174
(2)幼稚園預かり保育補助金の有効性	175
第12項 休日・年末保育の状況	
第1段 休日保育の状況	177

1. 概要	177
2. 監査手続	178
3. 監査の結果	179
(1) 休日保育の内容が利用者のニーズを満たしているか	179
(2) 利用手続について	179
第2段 年末保育の状況	
1. 概要	179
2. 監査手続	182
3. 監査の結果	182
(1) 年末保育の内容が利用者のニーズを満たしているか	182
(2) 利用手続について	182
第13項 休日デイサービスの状況	
1. ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービスの概要	183
2. 監査手続	186
3. 監査の結果	186
(1) 利用者のニーズを満たしているか	186
(2) 委託先に対しての事業の有効性の評価	187
(3) 大田区子ども家庭在宅サービス（ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス）事業登録票について	187
第14項 保育所等における障がい児の受け入れの状況	
1. 概要	188
(1) 大田区における障がい児の受入の状況	188
(2) 要支援児と統合保育	188
(3) 統合保育に対する大田区の取り組み	189
2. 監査手続	193
3. 監査の結果	193
(1) 要支援児に対する加算	193
(2) 重度の障がい児の把握状況	193
(3) 重度の障がい児を受け入れる保育園の必要性	194
第15項 保育士確保対策の状況	
1. 概要	195
(1) 就職フェアの開催	195
(2) 現任保育従事職員資格取得支援事業	196
(3) 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業	204
2. 監査手続	206
3. 監査の結果	207

(1) 就職フェアの開催について	207
(2) 現任保育従事職員資格取得支援事業について	209
(3) 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業について	211
第16項 保育士等研修の実施状況	
1. 概要	212
2. 監査手続	214
3. 監査の結果	214
第17項 福祉サービス第三者評価の実施状況	
1. 概要	216
2. 監査手続	220
3. 監査の結果	220
(1) 各区立保育園の実施状況	220
(2) 民間保育園の第三者評価	221
(3) 第三者評価の活用	221
(4) 認証保育所の第三者評価	222
(5) 第三者評価の評価機関	224
(6) 第三者評価受審後のフォロー	224
第6節 防災、防犯に対する備えの状況	
1. 概要	226
(1) はじめに	226
(2) 防災について	226
(3) 防犯について	227
2. 監査手続	227
3. 監査の結果	227
(1) 防災に対する備え	227
(2) 防犯に対する備え	229
第7節 区立保育園の運営状況	
1. 概要	231
2. 監査手続	235
3. 監査の結果	236
(1) 区立保育園の運営全般について	236
(2) 区立保育園の拠点園	237
(3) 区立保育園の収支把握の状況	239
(4) 区立保育園の契約事務の状況	240

(5) 区立保育園の資産管理の状況	241
(6) 備品の管理	243
(7) 施設の安全性の管理	246
(8) 区立保育園の職員の状況	249
(9) 区立保育園の職員研修の状況	252
(10) 区立保育園に対する監査の実施状況	255

第8節 民間保育園等に対する補助金の交付状況

1. 概要	260
(1) 事業の分類	260
(2) 保育士等の処遇改善へ向けた取り組み	261
2. 監査手続	264
3. 監査の結果	265
(1) 挙証資料について	265
(2) 財務情報等の公表について	265
(3) 提出される財務情報等の疑問点	266

第9節 区立保育園民営化への取組の現状

1. 大田区における民営化の概要	268
(1) 民営化についての大田区の方針	268
(2) 民営化の進め方	270
(3) 民営化の目的	271
(4) 区立保育園民営化の手続	272
2. 監査手続	273
3. 監査の結果	274
(1) 民営化対象の保育園の決定	274
(2) 選定委員会における評価シート	274
(3) 民営化後の効果の検証	275
(4) 区立保育園の民間への委託	276

第10節 民間保育園の収支管理状況

1. 概要	277
2. 監査手続	277
3. 監査の結果	277
(1) 民間保育園の収支管理状況	277
(2) 社会福祉法人の運営する民間保育園の収支管理状況	278

(3) 保育士等キャリアアップ補助金等の財務情報等公表様式	278
(4) 民間保育園の収支管理状況の分析	278
(5) 民間保育園の運営主体の財政状況の把握	279

第11節 待機児童の現状と対策の状況

1. 概要	280
(1) 待機児童対策解消のための計画の推移	280
(2) 大田区次世代育成支援行動計画・前期行動計画（平成17年度から平成21年度）	281
(3) 大田区次世代育成支援行動計画・後期行動計画（平成22年度から平成26年度）	281
(4) おおた子ども・子育てかがやきプラン	282
(5) 平成27年度における待機児童対策	282
(6) 平成28年度における待機児童対策	283
2. 監査手続	283
3. 監査の結果	283
(1) 平成27年度の待機児童対策の取り組み結果	283
(2) 待機児童の集計	285
(3) 待機児童の申請事由別内訳	290
(4) 待機児童の定義	290
(5) 待機児童解消計画	293
(6) 待機児童対策の見直し	294

第1章 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37並びに「大田区外部監査契約に基づく監査に関する条例」第2条第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

保育事業の執行について

3. 外部監査対象期間

原則として、平成27年度に係る保育事業の執行を監査対象としたが、必要に応じて平成28年度及び過年度についても対象としている。

4. 外部監査対象機関（部局）

主な外部監査対象部局は、大田区の保育事業を所管することも家庭部を対象とした。

5. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

平成28年7月に総務省が公表した人口推計によると、日本人の人口は平成28年2月1日時点において、約1億2,526万人となり7年連続で減少している。この人口減少は高齢化と少子化により進行している。

我が国においては少子化傾向が続いており、内閣府の平成28年版少子化社会対策白書によれば平成26年における日本の出生数は100万3,539人となり過去最低となっており、少子化に歯止めがかかっていない状況である。

少子化の進行は、将来の生産年齢人口を減少させ、経済成長率を低下させる可能性があるほか、現役世代の社会保障の負担を増加させる等の影響が懸念されるため、その進行を防ぐための少子化対策が喫緊の課題となっている。

少子化対策においては、国は平成24年8月に「子ども・子育て支援新制度」として「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（子ども・子育て支援関連三法）が定められ、平成27年4月から施行されている。

また政府は平成28年6月に閣議決定として「ニッポン一億総活躍プラン」を

定め、平成 37 年度までに出生率 1.8 を目標とし、そのための子育て支援として保育人材の確保や受け皿拡大を進めることとしたが、合計特殊出生率は現在約 1.4 であり目標とする出生率 1.8 は出産を希望する女性が全員出産できて達成できる高い水準である。そのため、平成 29 年度末までに保育の受け皿整備量を 40 万人分から 50 万人分に上積みし、企業内保育所、小規模保育所の定員拡大を図るほか、保育士の給与を 2% 上げ処遇の改善を図ること等が示されている。

このような国の施策を受けて大田区においても「大田区子ども・子育て支援事業計画」と「第 3 期大田区次世代育成支援行動計画」を包含した計画を策定し、子ども・子育て支援施策を推進しているところである。当該計画の基本理念は「未来を担う子どもを育み子育てをみんなで支えるまちにします」であり、この基本理念達成のために 3 つの基本目標「地域における子育て支援体制を充実します」「仕事と子育ての両立を支援します」「親と子どもの健康の確保及び増進を図ります」を掲げ、この目標を達成するため、保育所待機児童の解消に取り組むとともに、在宅の子育て世帯に対する支援や保育・子育て支援サービス等に関する相談事業、短時間保育、病児・病後児保育等、多様な保育サービスの提供等を計画し行っている最中である。平成 22 年度から平成 27 年度までの 6 年間に、保育サービス定員を約 3000 名拡充するなど、待機児童対策を積極的に行っている。

上記のような積極的な待機児童対策を行っていることから、大田区の児童福祉費の金額は平成 22 年度の 41,357 百万円から平成 27 年度の 47,723 百万円と 6,365 百万円増加し、大田区の予算に占める児童福祉費の割合は平成 22 年度の 18.77% から平成 27 年度には 19.51% に上昇している。

このように国や大田区は子育て支援の充実・強化を重点事項として、重点的に予算配分が行われており、この予算の執行が適切に行われているかは区民にとっても重大な関心事である。また子どもに関する施策の実施状況は、子育て世代にとっては特に関心のあるところでもある。

以上から保育事業は、大田区の将来を考えるうえでも重要な事業であり、その事業が適切に執行されていることについて合規性、経済性、効率性及び有効性等の視点から監査を実施することには重要な意義があると判断し、特定の事件として選定した。

6. 外部監査の方法

(1) 監査の視点

保育事業に関する事務執行及び管理運営が、関連する法令及び条例・規則等に従い適切に行われているか、また保育事業が経済的・効率的・効果的に運営されているかという視点で、主に以下の項目について監査を実施した。

(2) 主な監査手続

上記(1)監査の視点に基づき実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

- 1) 監査の実施対象について、関係法令、条例、規則、要綱等に合致しているか確認
- 2) 監査対象部局から関係資料を入手し、当該資料を閲覧し、担当者へのヒアリングの実施
- 3) 行政計画、予算の執行状況の確認
- 4) 比率分析、期間比較等の分析的手続
- 5) 実物資産については任意抽出によりサンプルを抽出し、台帳との突合
- 6) 一部施設に対しては現地の状況を視察

(3) 視察対象施設

以下の区立保育園 3 園を視察した。

- ・志茂田保育園（11月4日）
- ・池上第三保育園（11月8日）
- ・千鳥保育園（11月9日）

このほか、区内施設ではないが、杉並区の障害児保育園ヘレンを視察している（12月2日）。

7. 監査実施期間

平成 28 年 7 月 1 日から平成 29 年 3 月 28 日まで

8. 外部監査人及び補助者

- | | | |
|-------------|-----------|------|
| (1) 包括外部監査人 | 公認会計士 | 菊池 努 |
| (2) 補助者 | 公認会計士 | 鳥海伸彦 |
| | 弁護士・公認会計士 | 大月将幸 |
| | 公認会計士 | 大古場雅 |
| | 公認会計士 | 松井繁忠 |
| | 公認会計士 | 鈴木一功 |

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規程により記載すべき利害関係はない。

10. 指摘及び意見

本報告書において指摘及び意見の件数は以下の表のとおりである。

指摘	意見	合計
9件	94件	103件

指摘及び意見は全て第3章で述べているが、その主な内容は以下の表のとおりである。

	指摘、意見の内容	指摘No	意見No	ページ
第1節 保育所の入所選考	(1)選考基準指数表の見直しについて	1		59
	(2)同順位の世帯の取り扱いについて		1	60
	(3)単身赴任世帯への調整指数の加点について		2	62
第2節 子育てに対する相談体制及び	(1)保育サービスアドバイザーによる相談		3,4,5	68-69
	(2)子ども家庭支援センターの相談		6	71
	(3)児童館の子育て相談		7	72
	(4)保育所の子育て相談		8	73
	(5)子育て応援サイトの運営		9,10	74-75
	(6)子育てハンドブックの作成・配付		11	77
	(7)ファミリールーム		12	78
	(8)子育てひろば		13	79
	(9)ファミリー・サポート・センター事業		14	81
第3節 保育料の収納及び滞納整理	(1)保育料の収納事務の適切性	2	15	89
	(2)保育料の口座振替の利用状況		16	90
	(3)不納欠損処分の処理状況		17	91
	(5)納付誓約書・納付計画書の整理状況		18	92
	(6)高額滞納者への対応状況	3		93
	第4節 保育料の水準及び保育料の決定手順並びに	(1)保育料の改定		19
(2)園児1人あたりの保育に係る月額経費の公表		4	20	102-103
(3)保育料の減額手続		5		104

	指摘、意見の内容	指摘No	意見No	ページ
第5節第1項 民間保育園の整備支援状況	(1)認可保育園の開設状況		21	109
	(2)認証保育所の認可保育園への移行		22	110
第2項 小規模保育所の拡充支援の状況	(1)小規模保育所の開設状況		23	116
	(2)連携施設の必要性		24	117
第3項 認証保育所の整備支援状況	(1)認証保育所の開設状況		25	125
第4項 定期利用保育事業の充実支援の状況	(1)定期利用保育事業の利用率		26	131
	(2)定期利用保育事業の推進		27	132
第5項 家庭福祉員（保育ママ）制度の充実の状況	(1)家庭福祉員申込書兼備付台帳	6		136
	(2)こども家庭部事業概要での受託児童定数	7		137
	(3)家庭福祉員の増員		28	138
	(4)家庭福祉補助員の増員		29	138
	(5)グループ保育室の整備		30	139
	(6)家庭福祉員の処遇の不安定性		31	141
	(7)家庭福祉員の研修		32	142
	(8)家庭福祉員に対する巡回指導		33	142
	(9)拠点保育園との連携		34	143
第6項 認定こども園の開設支援の状況	(1)認定こども園の開設状況		35	147
	(2)認定こども園への移行時の補助金の必要性		36	147
第7項 事業所内保育所開設等支援の状況	・事業所内保育所の開設状況		37	150
第8項 時間外保育の状況	・延長保育の利用状況		38	155
第9項 一時預かり保育の状況	(1)私立認可保育所における一時預かり保育の利用状況		39	161
	(2)大田区子ども家庭支援センターの施設（キッズなルーム）及び社会福祉センター内施設（サン御園）による一時預かり事業の利用状況		40	163
	(3)緊急一時保育の利用状況		41	165
第10項 病後児保育の状況	(1)病後児保育の利用状況		42	169
	(2)病後児保育施設数と区内での分布		43	171
第11項 幼稚園預かり保育事業の状況	(1)幼稚園預かり保育事業の利用状況		44	174
	(2)幼稚園預かり保育補助金の有効性		45	176
第12項 休日・年末保育の状況 第1段 休日保育の状況	(1)休日保育の内容が利用者のニーズを満たしているか		46	179
	(2)利用手続について	8		179
第12項 休日・年末保育の状況 第2段 年末保育の状況	(1)年末保育の内容が利用者のニーズを満たしているか		47	182
	(2)利用手続について		48	182
第13項 休日デイサービスの状況	(1)利用者のニーズを満たしているか		49	187
	(3)大田区子ども家庭在宅サービス（ショートステイ・トワイライツステイ・休日デイサービス）事業登録票について	9		187
第14項 保育所等における障がい児の受け入れの状況	(1)要支援児に対する加算		50	193
	(2)重度の障がい児の把握状況		51	194
	(3)重度の障がい児を受け入れる保育園の必要性		52	194

	指摘、意見の内容	指摘No	意見No	ページ
第15項 保育士確保対策の状況	(2)現任保育従事職員資格取得支援事業について		53	209
第16項 保育士等研修の実施状況	・研修の実施回数や内容が適切であるかどうか、保育士等のニーズにそったものであるかどうか		54	214
第17項 福祉サービス第三者評価の実施状況	(1)各区立保育園の実施状況		55	220
	(2)民間保育園の第三者評価		56	221
	(3)第三者評価の活用		57	222
	(4)認証保育所の第三者評価		58	223
	(5)第三者評価の評価機関		59	224
	(6)第三者評価受審後のフォロー		60	224
第6節 防災、防犯に対する備えの状況	(2)防犯に対する備え		61, 62	229
第7節 区立保育園の運営状況	(1)区立保育園の運営全般について		63	236
	(2)区立保育園の拠点園		64, 65	238
	(3)区立保育園の収支把握の状況		66	239
	(4)区立保育園の契約事務の状況		67	241
	(5)区立保育園の資産管理の状況		68, 69	242-243
	(6)備品の管理		70, 71	245-246
	(7)施設の安全性の管理		72	249
	(8)区立保育園の職員の状況		73, 74	251-252
	(9)区立保育園の職員研修の状況		75	254
第8節 民間保育園等に対する補助金の交付状況	(2)財務情報等の公表について		76	265
	(3)提出される財務情報等の疑問点		77, 78, 79	266-267
第9節 区立保育園民営化への取組の現状	(1)民営化対象の保育園の決定		80	274
	(2)選定委員会における評価シート		81	275
	(3)民営化後の効果の検証		82	275
	(4)区立保育園の民間への委託		83	276
第10節 民間保育園の収支管理状況	(1)民間保育園の収支管理状況		84	277
	(2)社会福祉法人の運営する民間保育園の収支管理状況		85	278
	(3)保育士等キャリアアップ補助金等の財務情報等公表様式		86	278
	(4)民間保育園の収支管理状況の分析		87	279
	(5)民間保育園の運営主体の財政状況の把握		88	279
第11節 待機児童の現状と対策の状況	(1)平成27年度の待機児童対策の取り組み結果		89	284
	(2)待機児童の集計		90	290
	(3)待機児童の申請事由別内訳		91	290
	(4)待機児童の定義		92	292
	(5)待機児童解消計画		93	294
	(6)待機児童対策の見直し		94	294

本報告書において指摘又は意見という場合、以下のように区分している。

指摘・・・法令、条例、規則等の形式的な違反等の実質的な違反がある場合、もしくは実質的な違反とまではいえないが、社会通念上、適切でないものであり是正すべきもの、またはそれに準ずるもの。

意見・・・是正を必ずしなくてはならないものではないが、事務の執行について参考にすべき事項として監査人が区に対して提言するもの。

(注) 金額は単位未満を切捨てとし、%は小数点以下第 2 位を四捨五入している。なお、報告書中の表は、端数処理の関係で総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

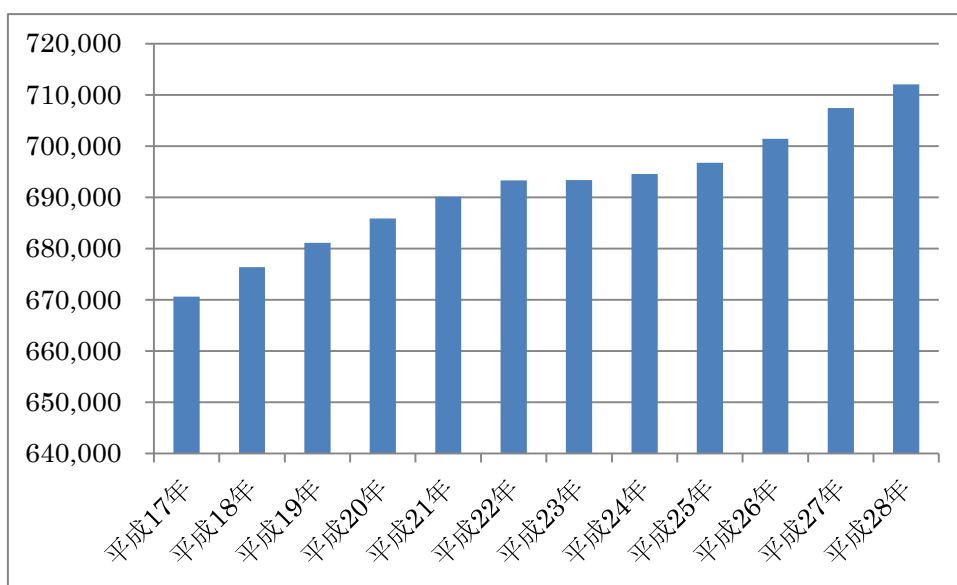
第2章 大田区の保育事業の概要

1. 大田区の保育を取巻く保育環境と保育の現状

(1) 人口の推移と未就学児数の推移

1) 人口の推移

大田区の人口は、平成17年から平成21年まで年間約4,000～5,000人のペースで増加し、その後平成25年まで微増で推移していた。しかし平成25年以降は約5,000人ペースで増加しており、平成28年の人口は712,057人となっており、平成17年の670,650人と比較して41,407人増加している。

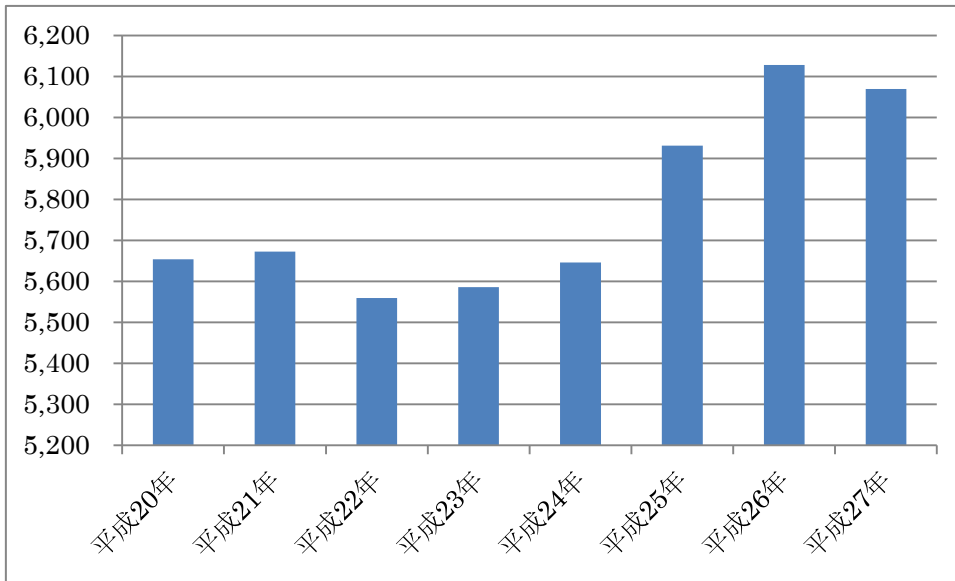


平成27年から日本の人口は減少しているが、大田区においては平成27年、平成28年においても人口は増加している。

東京都内の人口は日本の人口が減少している状況でも平成32年(2020年)までは人口が増加することが予想されていることから、大田区も平成32年頃までは人口が増加することが予想される。

2) 出生人口

大田区の出生人口は、平成20年から平成24年まで5,500人から5,700人の間で推移していたが、平成25年から増加しており、直近2年の平成26年は6,128人、平成27年は6,069人と6,000人を超えて推移している。



3) 合計特殊出生率

大田区の出生率は平成17年の1.00を底として上昇傾向にあり、平成26年は1.19である。出生率の上昇が出生数の増加に表れている。

出生率は全国平均においても平成17年の1.26を底として、上昇傾向にあり、平成26年は1.42である。大田区においては全国平均を下回って推移しているが、東京都の平均及び23区の平均を上回って推移している。

しかし、人口を維持するためには合計特殊出生率は2.07が必要とされており、その水準には全国平均でも至っていない。

平成16年からの合計特殊出生率の推移は次の表のとおりである。

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
全国	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42
東京都	1.01	1.00	1.02	1.05	1.09	1.12	1.12	1.06	1.09	1.13	1.15
23区	0.96	0.95	0.98	1.01	1.04	1.06	1.08	1.08	1.12	1.16	1.19
大田区	1.03	1.00	1.04	1.07	1.08	1.12	1.12	1.12	1.13	1.17	1.19

4) 未就学児（0歳から5歳）の推移

大田区の未就学児の人口の平成23年からの推移は大田区政ファイルによれば、次の表のとおりである。

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
0歳	5,383	5,370	5,473	5,606	5,709	5,835
1歳	5,477	5,355	5,556	5,548	5,724	5,777
2歳	5,298	5,351	5,395	5,503	5,469	5,601
3歳	5,109	5,232	5,434	5,370	5,441	5,386
4歳	5,147	5,056	5,282	5,394	5,349	5,413
5歳	4,869	5,136	5,114	5,250	5,353	5,304
	31,283	31,500	32,254	32,671	33,045	33,316

出生率が増加していることから、大田区内の未就学児の人口は増加傾向にある。

4) 大田区の年齢別人口

大田区の年齢別、性別ごとの人口は平成28年1月1日現在、次の表のとおりである。

年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女
総数	712,057	355,676	356,381	51歳	10,190	5,416	4,774
0歳	5,835	2,993	2,842	52歳	9,290	4,808	4,482
1歳	5,777	2,925	2,852	53歳	8,864	4,673	4,191
2歳	5,601	2,851	2,750	54歳	8,437	4,556	3,881
3歳	5,386	2,759	2,627	55歳	8,458	4,444	4,014
4歳	5,413	2,748	2,665	56歳	7,904	4,156	3,748
5歳	5,304	2,741	2,563	57歳	7,843	4,070	3,773
0歳～5歳計	33,316	17,017	16,299	58歳	7,431	3,890	3,541
6歳	5,320	2,706	2,614	59歳	7,188	3,760	3,428
7歳	5,231	2,614	2,617	60歳	7,479	3,910	3,569
8歳	5,118	2,603	2,515	61歳	7,450	3,885	3,565
9歳	5,135	2,599	2,536	62歳	7,615	3,989	3,626
10歳	4,875	2,402	2,473	63歳	8,054	4,111	3,943
11歳	5,126	2,680	2,446	64歳	8,382	4,355	4,027
12歳	5,139	2,657	2,482	生産年齢人口	471,497	244,435	227,062
13歳	5,140	2,683	2,457	65歳	9,128	4,730	4,398
14歳	5,114	2,632	2,482	66歳	10,411	5,286	5,125
幼少年人口	79,514	40,593	38,921	67歳	10,517	5,261	5,256
15歳	5,375	2,723	2,652	68歳	10,545	5,247	5,298
16歳	5,218	2,693	2,525	69歳	7,140	3,550	3,590
17歳	5,197	2,618	2,579	70歳	6,395	3,124	3,271
18歳	5,422	2,763	2,659	71歳	7,748	3,745	4,003
19歳	6,008	3,136	2,872	72歳	8,138	3,882	4,256
20歳	6,095	3,136	2,959	73歳	7,694	3,612	4,082
21歳	6,937	3,563	3,374	74歳	7,626	3,594	4,032
22歳	7,251	3,693	3,558	75歳	6,890	3,143	3,747
23歳	9,208	4,510	4,698	76歳	5,975	2,687	3,288
24歳	10,040	5,016	5,024	77歳	5,659	2,418	3,241
25歳	10,070	4,932	5,138	78歳	5,917	2,494	3,423
26歳	10,550	5,460	5,090	79歳	5,671	2,330	3,341
27歳	10,789	5,533	5,256	80歳	5,708	2,306	3,402
28歳	10,573	5,632	4,941	81歳	4,737	1,864	2,873
29歳	10,720	5,571	5,149	82歳	4,757	1,834	2,923
30歳	10,866	5,733	5,133	83歳	4,347	1,648	2,699
31歳	10,997	5,726	5,271	84歳	3,857	1,329	2,528
32歳	10,871	5,662	5,209	85歳	3,477	1,211	2,266
33歳	10,679	5,585	5,094	86歳	3,033	1,030	2,003
34歳	10,504	5,409	5,095	87歳	2,828	896	1,932
35歳	10,422	5,415	5,007	88歳	2,502	772	1,730
36歳	10,801	5,513	5,288	89歳	2,099	629	1,470
37歳	10,947	5,604	5,343	90歳	1,862	529	1,333
38歳	10,951	5,774	5,177	91歳	1,439	389	1,050
39歳	11,342	5,925	5,417	92歳	1,220	309	911
40歳	11,550	6,041	5,509	93歳	959	254	705
41歳	12,269	6,307	5,962	94歳	780	168	612
42歳	12,767	6,578	6,189	95歳	620	118	502
43歳	12,641	6,447	6,194	96歳	428	88	340
44歳	12,522	6,451	6,071	97歳	296	72	224
45歳	12,152	6,207	5,945	98歳	217	36	181
46歳	12,047	6,291	5,756	99歳	152	26	126
47歳	11,748	6,239	5,509	100歳	111	13	98
48歳	11,832	6,170	5,662	101歳	62	9	53
49歳	8,641	4,620	4,021	102歳	39	5	34
50歳	10,910	5,736	5,174	103歳以上	62	10	52
				高齢人口	161,046	70,648	90,398

上記の表から、男女合計の人口は0歳から51歳までの人口でみると、ひのえうまの例外の49歳の人口(8,641人)を除き24歳以下から1万人を割っている。特に19歳から24歳の間で人口が24歳の約1万人から19歳の約6千人と4割も減少している。0歳から80歳の間でみると10歳の人口が4,875人と5千人を下回って最少となっており、少子化が進んでいることがわかる。

また0歳から15歳までの幼・少年人口は79,514人で全人口に占める割合は11.2%であるのに対し、65歳以上の高齢人口は161,046人で全人口に占める割合は22.6%と高齢人口が幼・少年人口を倍以上上回っている。

(2) 未就学児の保育園及び幼稚園の入所状況

平成23年度から平成28年度の未就学児の保育園及び幼稚園の入所状況は、大田区政ファイルによれば次の表のとおりである。

平成23年度

年齢	総数	保育園在籍数	幼稚園在籍数	入所数計	入所割合	保育園割合	幼稚園割合
0歳	5,383	692	0	692	12.9%	12.9%	0.0%
1歳	5,477	1,397	0	1,397	25.5%	25.5%	0.0%
2歳	5,298	1,646	0	1,646	31.1%	31.1%	0.0%
3歳	5,109	1,743	2,935	4,678	91.6%	34.1%	57.4%
4歳	5,147	1,781	3,194	4,975	96.7%	34.6%	62.1%
5歳	4,869	1,786	3,019	4,805	98.7%	36.7%	62.0%
0歳～5歳計	31,283	9,045	9,148	18,193	58.2%	28.9%	29.2%

平成24年度

年齢	総数	保育園在籍数	幼稚園在籍数	入所数計	入所割合	保育園割合	幼稚園割合
0歳	5,370	727	0	727	13.5%	13.5%	0.0%
1歳	5,355	1,453	0	1,453	27.1%	27.1%	0.0%
2歳	5,351	1,702	0	1,702	31.8%	31.8%	0.0%
3歳	5,232	1,785	3,066	4,851	92.7%	34.1%	58.6%
4歳	5,056	1,746	3,089	4,835	95.6%	34.5%	61.1%
5歳	5,136	1,714	3,175	4,889	95.2%	33.4%	61.8%
0歳～5歳計	31,500	9,127	9,330	18,457	58.6%	29.0%	29.6%

平成25年度

年齢	総数	保育園在籍数	幼稚園在籍数	入所数計	入所割合	保育園割合	幼稚園割合
0歳	5,473	731	0	731	13.4%	13.4%	0.0%
1歳	5,556	1,499	0	1,499	27.0%	27.0%	0.0%
2歳	5,395	1,754	0	1,754	32.5%	32.5%	0.0%
3歳	5,434	1,836	2,987	4,823	88.8%	33.8%	55.0%
4歳	5,282	1,834	3,149	4,983	94.3%	34.7%	59.6%
5歳	5,114	1,763	3,068	4,831	94.5%	34.5%	60.0%
0歳～5歳計	32,254	9,417	9,204	18,621	57.7%	29.2%	28.5%

平成 26 年度

年齢	総数	保育園在籍数	幼稚園在籍数	入所数計	入所割合	保育園割合	幼稚園割合
0歳	5,606	738	0	738	13.2%	13.2%	0.0%
1歳	5,548	1,552	0	1,552	28.0%	28.0%	0.0%
2歳	5,503	1,802	0	1,802	32.7%	32.7%	0.0%
3歳	5,370	1,884	3,026	4,910	91.4%	35.1%	56.4%
4歳	5,394	1,889	3,067	4,956	91.9%	35.0%	56.9%
5歳	5,250	1,831	3,138	4,969	94.6%	34.9%	59.8%
0歳～5歳計	32,671	9,696	9,231	18,927	57.9%	29.7%	28.3%

平成 27 年度

年齢	総数	保育園在籍数	幼稚園在籍数	入所数計	入所割合	保育園割合	幼稚園割合
0歳	5,709	753	0	753	13.2%	13.2%	0.0%
1歳	5,724	1,671	0	1,671	29.2%	29.2%	0.0%
2歳	5,469	1,935	0	1,935	35.4%	35.4%	0.0%
3歳	5,441	2,033	2,976	5,009	92.1%	37.4%	54.7%
4歳	5,349	1,979	3,062	5,041	94.2%	37.0%	57.2%
5歳	5,353	1,910	3,071	4,981	93.1%	35.7%	57.4%
0歳～5歳計	33,045	10,281	9,109	19,390	58.7%	31.1%	27.6%

平成 28 年度

年齢	総数	保育園在籍数	幼稚園在籍数	入所数計	入所割合	保育園割合	幼稚園割合
0歳	5,835	765	0	765	13.1%	13.1%	0.0%
1歳	5,777	1,746	0	1,746	30.2%	30.2%	0.0%
2歳	5,601	1,994	0	1,994	35.6%	35.6%	0.0%
3歳	5,386	2,068	2,757	4,825	89.6%	38.4%	51.2%
4歳	5,413	2,079	3,019	5,098	94.2%	38.4%	55.8%
5歳	5,304	1,998	3,058	5,056	95.3%	37.7%	57.7%
0歳～5歳計	33,316	10,650	8,834	19,484	58.5%	32.0%	26.5%

上記の表は各年度 4 月 1 日における認可保育園と幼稚園の在籍数を表した表である。

平成 23 年度から平成 28 年度の推移では、以下のような傾向がみられる。

第一に、入所数は増加傾向であり、保育園の在籍数は一貫して増加しているものの、幼稚園の在籍数はほぼ横ばいで推移していることである。

第二に、保育園と幼稚園の合計入所数からみた入所割合は、ほぼ横ばいで推移しているものの、保育園の入所割合は平成 23 年度の 28.9%から平成 28 年度の 32.0%へ上昇しているが、幼稚園の入所割合は平成 23 年度の 29.2%から平成 28 年度の 26.5%へ減少していることである。

第三に、幼稚園に入所できない 0 歳から 2 歳までの児童の保育園の入所割合が上昇していることである。

このような傾向から、0 歳から 5 歳までの人口の増加、幼稚園より保育園を選考する家庭の増加、0 歳から 2 歳における保育需要の増加が待機児童を引き起こしている要因であると考えられる。

(3) 待機児童の推移

大田区における待機児童の過去10年間（平成19年度から平成28年度）の推移は次の表のとおりである。表の待機児童数は各年度の4月1日時点のものである。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
0歳	24	29	48	103	86	81	99	161	48	42
1歳	49	132	152	190	196	190	200	258	70	111
2歳	51	38	94	81	71	94	78	132	18	43
3歳	15	25	8	23	33	18	54	42	18	24
4歳	3	11	10	2	8	5	6	16	0	6
5歳	2	7	2	3	2	4	1	4	0	3
待機児童計	144	242	314	402	396	392	438	613	154	229

平成20年度から平成26年度にかけて、未就学児の人口増加もあり待機児童数は増加傾向にあり、平成26年度には613人の待機児童数となった。しかし平成27年度、平成28年度には待機児童対策により待機児童数が減少してきている。

いずれの年度においても0歳児から2歳児までの待機児童が多く、4、5歳児の待機児童数は少ない。

平成20年度以前の平成19年度より過去10年間（平成9年度から平成18年度）の待機児童の推移は次の表のとおりである。なおこの表においても待機児童数は各年度の4月1日時点のものである。

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
0歳	109	128	64	85	53	27	19	19	10	10
1歳	138	123	80	125	102	95	41	73	80	80
2歳	109	88	54	60	67	37	62	47	34	34
3歳	41	54	35	20	31	15	27	67	21	21
4歳	14	16	26	10	9	9	10	21	12	12
5歳	7	8	3	9	3	7	5	11	6	6
待機児童計	418	417	262	309	265	190	164	238	163	163

平成9、10年度において400人を超える待機児童数があり、待機児童問題はかなり前から存在していることがわかる。

平成9年度からの推移をみても、やはり0歳児から2歳児までの待機児童数が多く、4、5歳児の待機児童数は少ない。

(4) 23区の保育所定員、入所数、待機児童数の比較

1) 23区の待機児童数

23区の平成22年度からの待機児童数は次の表のとおりである。下記の表は上の区から順に、平成28年度の待機児童数が多い区から表示されている。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1 世田谷区	725	688	786	884	1,109	1,182	1,198
2 江戸川区	295	272	211	192	298	347	397
3 板橋区	461	341	342	417	515	378	376
4 渋谷区	78	128	135	73	120	252	315
5 足立区	436	485	397	294	330	322	306
6 目黒区	51	59	143	132	247	294	299
7 江東区	351	273	253	416	315	167	277
8 中央区	152	40	79	193	135	119	263
9 中野区	136	135	114	147	241	172	257
10 台東区	48	38	66	46	126	170	240
11 北区	119	38	33	125	69	160	232
12 大田区	402	396	392	438	613	154	229
13 品川区	66	61	50	62	128	215	178
14 練馬区	552	564	523	578	487	176	166
15 荒川区	49	39	46	37	8	48	164
16 杉並区	23	71	52	285	116	42	136
17 墨田区	145	104	105	181	157	76	134
18 葛飾区	139	145	74	38	111	252	106
19 豊島区	161	171	129	270	240	209	105
20 文京区	106	98	111	96	104	69	98
21 港区	274	265	175	195	45	30	64
22 新宿区	83	92	98	176	152	168	58
23 千代田区	33	3	0	4	0	0	0
計	4,885	4,506	4,314	5,279	5,666	5,002	5,598

23区の待機児童数は平成22年度の4,885人から平成28年度には5,598人と713人増加している。

世田谷区は平成28年度において待機児童数が最も多い1,198人であるが、平成26年度から3年連続で1,000人を超えており、上記の表上では平成22年度から7年連続で待機児童数が23区の中で最も多くなっている。

千代田区が平成26年度から3年連続で待機児童数がゼロであるが、人口が少なく就学前児童数が少ない区では待機児童数が少ない傾向がある。

大田区は平成28年度において待機児童数が229人であり、23区の中で下から12番目と中位に位置している。平成26年度は待機児童数が613人と世田谷区に

次いでワースト 2 位であったが、待機児童対策の効果もあり、待機児童数は減少している。

平成 22 年度と平成 28 年度を比較した増減数が、次の表である。

	増減数
世田谷区	473
江戸川区	102
板橋区	-85
渋谷区	237
足立区	-130
目黒区	248
江東区	-74
中央区	111
中野区	121
台東区	192
北区	113
大田区	-173
品川区	112
練馬区	-386
荒川区	115
杉並区	113
墨田区	-11
葛飾区	-33
豊島区	-56
文京区	-8
港区	-210
新宿区	-25
千代田区	-33
	713

マイナスは平成 22 年度より待機児童数が減少した区であり、最多は練馬区が 386 人待機児童数を減少させている。次いで港区(210 人減)、大田区(173 人減)、足立区(130 人減)である。

一方、待機児童数が増加している区は世田谷区が 473 人で最多であり、次いで目黒区(248 人増)、渋谷区(237 人増)、台東区(192 人増)である。

2) 就学前児童人口と待機児童数

待機児童数だけでは待機児童の多い背景が不明である。そこで平成 22 年度から平成 28 年度までの就学前児童人口と保育サービス利用児童数と待機児童数を比較した表が次の表である。

区名	平成22年4月1日				平成23年4月1日				平成24年4月1日				平成25年4月1日			
	就学前 児童人口	保育サ ービス 利用児童 数	就学前 児童人口 比率	待機 児童数	就学前 児童人口	保育サ ービス 利用児童 数	就学前 児童人口 比率	待機 児童数	就学前 児童人口	保育サ ービス 利用児童 数	就学前 児童人口 比率	待機 児童数	就学前 児童人口	保育サ ービス 利用児童 数	就学前 児童人口 比率	待機 児童数
1 千代田区	2,033	685	33.7%	33	2,184	765	35.0%	3	2,293	848	37.0%	0	2,442	913	37.4%	4
2 中央区	6,060	2,019	33.3%	152	6,561	2,313	35.3%	40	6,962	2,551	36.6%	79	7,320	2,812	38.4%	193
3 港区	10,899	3,254	29.9%	274	11,584	3,406	29.4%	265	11,985	3,950	33.0%	175	12,497	4,311	34.5%	195
4 新宿区	10,256	3,895	38.0%	83	10,687	4,123	38.6%	92	10,863	4,350	40.0%	98	11,201	4,703	42.0%	176
5 文京区	8,364	2,500	29.9%	106	8,800	2,726	31.0%	98	9,239	2,907	31.5%	111	9,466	3,120	33.0%	96
6 台東区	6,560	2,084	31.8%	48	6,680	2,105	31.5%	38	6,770	2,173	32.1%	66	6,959	2,467	35.5%	46
7 墨田区	10,773	4,338	40.3%	145	10,900	4,468	41.0%	104	10,937	4,662	42.6%	105	11,100	4,835	43.6%	181
8 江東区	23,984	8,263	34.5%	351	24,480	8,840	36.1%	273	24,867	9,286	37.3%	253	25,045	9,724	38.8%	416
9 品川区	15,928	5,390	33.8%	66	16,328	5,915	36.2%	61	16,881	6,486	38.4%	50	17,383	6,940	39.9%	62
10 目黒区	10,622	3,095	29.1%	51	10,958	3,259	29.7%	59	11,222	3,431	30.6%	143	11,649	3,644	31.3%	132
11 大田区	31,201	9,585	30.7%	402	31,283	9,973	31.9%	396	31,500	10,385	33.0%	392	31,550	10,916	34.6%	438
12 世田谷区	38,497	9,847	25.6%	725	39,670	10,822	27.3%	688	40,599	11,540	28.4%	786	41,554	12,474	30.0%	884
13 渋谷区	7,739	2,381	30.8%	78	8,056	2,503	31.1%	128	8,387	2,729	32.5%	135	8,863	3,131	35.3%	73
14 中野区	10,869	3,584	33.0%	136	10,900	3,765	34.5%	135	11,082	3,903	35.2%	114	11,424	4,096	35.9%	147
15 杉並区	21,005	6,050	28.8%	23	21,506	6,469	30.1%	71	21,986	6,767	30.8%	52	22,472	7,119	31.7%	285
16 豊島区	8,761	3,192	36.4%	161	9,006	3,346	37.2%	171	9,398	3,496	37.2%	129	9,617	3,667	38.1%	270
17 北区	12,837	4,757	37.1%	119	12,939	4,959	38.3%	38	12,992	5,189	39.9%	33	13,361	5,601	41.9%	125
18 荒川区	8,867	3,650	41.2%	49	9,181	3,831	41.7%	39	9,539	4,095	42.9%	46	9,633	4,340	45.1%	37
19 板橋区	23,844	8,898	37.3%	461	23,824	9,040	37.9%	341	24,083	9,363	38.9%	342	24,297	9,703	39.9%	417
20 練馬区	34,291	9,264	27.0%	552	34,469	9,790	28.4%	564	34,756	10,433	30.0%	523	34,798	11,129	32.0%	578
21 足立区	32,011	10,046	31.4%	436	32,226	10,332	32.1%	485	32,449	10,917	33.6%	397	32,434	11,429	35.2%	294
22 葛飾区	20,942	8,001	38.2%	139	21,337	8,115	38.0%	145	21,318	8,465	39.7%	74	21,205	8,716	41.1%	38
23 江戸川区	37,676	10,370	27.5%	295	37,625	10,594	28.2%	272	37,041	10,843	29.3%	211	36,241	11,062	30.5%	192
合計	394,019	125,148	31.8%	4,885	401,184	131,459	32.8%	4,506	407,149	138,769	34.1%	4,314	412,511	146,852	35.6%	5,279

区名	平成26年4月1日				平成27年4月1日				平成28年4月1日				増減(平成22年4月1日比較)			
	就学前 児童人口	保育サ ービス 利用児童 数	就学前 児童人 口比率	待機 児童数	就学前 児童人口	保育サ ービス 利用児童 数	就学前 児童人 口比率	待機 児童数	就学前 児童人口	保育サ ービス 利用児童 数	就学前 児童人 口比率	待機 児童数	就学前 児童人口	保育サ ービス 利用児童 数	就学前 児童人 口比率	待機 児童数
1 千代田区	2,663	1,018	38.2%	0	3,025	1,200	39.7%	0	3,175	1,306	41.1%	0	1,142	621	7.4%	-33
2 中央区	7,770	3,202	41.2%	135	8,445	3,630	43.0%	119	9,007	4,013	44.6%	263	2,947	1,994	11.2%	111
3 港区	13,042	4,844	37.1%	45	13,789	5,615	40.7%	30	14,480	6,300	43.5%	64	3,581	3,046	13.7%	-210
4 新宿区	11,545	4,976	43.1%	152	11,874	5,253	44.2%	168	12,233	5,760	47.1%	58	1,977	1,865	9.1%	-25
5 文京区	10,035	3,348	33.4%	104	10,326	3,679	35.6%	69	10,784	4,027	37.3%	98	2,420	1,527	7.5%	-8
6 台東区	7,091	2,582	36.4%	126	7,327	2,781	38.0%	170	7,489	2,948	39.4%	240	929	864	7.6%	192
7 墨田区	11,111	5,015	45.1%	157	11,366	5,342	47.0%	76	11,759	5,594	47.6%	134	986	1,256	7.3%	-11
8 江東区	25,763	10,609	41.2%	315	26,404	11,491	43.5%	167	27,036	12,062	44.6%	277	3,052	3,799	10.2%	-74
9 品川区	17,879	7,483	41.9%	128	18,359	8,007	43.6%	215	19,157	8,831	46.1%	178	3,229	3,441	12.3%	112
10 目黒区	12,051	3,908	32.4%	247	12,581	4,225	33.6%	294	12,837	4,498	35.0%	299	2,215	1,403	5.9%	248
11 大田区	31,909	11,399	35.7%	613	32,202	12,096	37.6%	154	32,412	12,803	39.5%	229	1,211	3,218	8.8%	-173
12 世田谷区	42,445	13,092	30.8%	1,109	43,365	14,051	32.4%	1,182	44,083	15,175	34.4%	1,198	5,586	5,328	8.8%	473
13 渋谷区	9,235	3,473	37.6%	120	9,623	3,689	38.3%	252	10,032	4,009	40.0%	315	2,293	1,628	9.2%	237
14 中野区	11,816	4,398	37.2%	241	12,224	4,811	39.4%	172	12,708	5,238	41.2%	257	1,839	1,654	8.2%	121
15 杉並区	22,953	7,675	33.4%	116	23,504	8,605	36.6%	42	24,384	9,499	39.0%	136	3,379	3,449	10.2%	113
16 豊島区	9,944	3,990	40.1%	240	10,253	4,377	42.7%	209	10,424	4,844	46.5%	105	1,663	1,652	10.0%	-56
17 北区	13,748	6,039	43.9%	69	14,272	6,393	44.8%	160	14,505	6,780	46.7%	232	1,668	2,023	9.7%	113
18 荒川区	9,708	4,563	47.0%	8	9,789	4,767	48.7%	48	9,935	5,012	50.4%	164	1,068	1,362	9.3%	115
19 板橋区	24,615	10,110	41.1%	515	24,714	10,635	43.0%	378	25,153	11,304	44.9%	376	1,309	2,406	7.6%	-85
20 練馬区	34,867	11,814	33.9%	487	34,765	12,598	36.2%	176	34,911	13,489	38.6%	166	620	4,225	11.6%	-386
21 足立区	32,267	11,828	36.7%	330	31,958	11,941	37.4%	322	31,723	12,387	39.0%	306	-288	2,341	7.7%	-130
22 葛飾区	21,070	9,054	43.0%	111	21,060	9,447	44.9%	252	21,020	9,868	46.9%	106	78	1,867	8.7%	-33
23 江戸川区	35,809	11,260	31.4%	298	35,262	11,260	31.9%	347	35,032	11,464	32.7%	397	-2,644	1,094	5.2%	102
合計	419,336	155,680	37.1%	5,666	426,487	165,893	38.9%	5,002	434,279	177,211	40.8%	5,598	40,260	52,063		713

平成 22 年度における 23 区合計の就学前児童人口は 394,019 人、保育サービス利用児童数は 125,148 人であり、就学前人口に占める保育サービス利用児童の比率は 31.8%である。平成 28 年度はそれぞれ 434,279 人（40,260 人増加）、177,211 人（52,063 人増加）、40.8%（9.0%上昇）と平成 22 年度に比して増加している。

各区が待機児童対策を打ち出しているにも関わらず待機児童数が増加しているのは、就学前児童人口の増加と保育サービス利用児童数の増加の両面から、待機児童数が増加していることが伺える。

平成 28 年度において平成 22 年度と比較して、就学前児童人口が減少している区は足立区（288 人減）、江戸川区（2,644 人減）であり、その他の区は全て増加している。世田谷区は 5,586 人と最も増加しており、次いで港区（3,581 人増）、杉並区（3,379 人増）であり、大田区は 1,211 人増加している。

また保育サービス利用児童数は全ての区で増加しており、これも世田谷区が 5,328 人と最も増加しており、次いで練馬区（4,225 人増）、江東区（3,799 人増）である。大田区も 3,218 人増加しており、就学前児童人口に比して増加率が高い。

2. 国と区の子ども子育てに関する取組み

(1) 国の取組み

1) エンゼルプランと緊急保育対策等 5 ヶ年事業（平成 7 年度から平成 11 年度）

平成 2 年において前年（平成元年）に昭和 41 年「ひのえうま」の合計特殊出生率 1.58 を初めて下回る合計特殊出生率 1.57 を記録したことから、政府は仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めた。

検討の結果、平成 6 年 12 月に「今後の子育て支援のための施策の基本方向について（エンゼルプラン）」（文部省、厚生省、労働省、建設省の 4 大臣合意）及び「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方（緊急保育対策等 5 ヶ年事業）」（大蔵省、厚生省、自治省の 3 大臣合意）が策定された。

2) 新エンゼルプラン（平成 12 年度から平成 16 年度）

平成 11 年 12 月に「少子化対策推進基本方針」が少子化対策推進関係会議において決定され、この方針に基づく重点施策の具体的実施計画として「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）が策定された（大蔵省、文部省、厚生省、労働省、建設省、自治省の 6 大臣合意）。この新エンゼルプランは、エンゼルプランと緊急保育対策等 5 ヶ年計画を見直した計画であり、平成 12 年度から平成 16 年度までの 5 ヶ年計画であった。

3) 次世代支援対策推進法（平成 15 年 7 月～）

より一層の少子化対策を講ずる必要があったことから、厚生労働省は平成 14 年 9 月に「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、平成 15 年 3 月に少子化対策推進関係閣僚会議において、「次世代育成支援に関する当面の取組方針」が、政府の取組方針として決定された。そして家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、平成 15 年 7 月に、地方公共団体及び企業における 10 年間の集中的・計画的な取組を促進するため、「次世代支援対策推進法」が制定された。この法律は、地方公共団体及び事業主が、次世代育成支援のための取組を促進するために、それぞれ行動計画を策定し、実施していくことを狙いとしたものである。この法律は、平成 26 年の法改正により、有効期限が更に 10 年間延長されるとともに、新たな認定制度の導入等、内容の充実が図られている。

4) 少子化社会対策基本法（平成 15 年 9 月～）及び少子化社会対策大綱（平成 16 年 6 月～平成 22 年 1 月）

平成 15 年 7 月に議員立法により、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、「少子化社会対策基本法」が制定された。そしてこの法律に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針として、平成 16 年 6 月に「少子化社会対策大綱」が閣議決定された。この大綱において、認可保育所の待機児童は平成 29 年度末までに解消することが目標とされている。

5) 子ども・子育て応援プラン（平成 17 年度～平成 21 年度）

平成 16 年 12 月に少子化社会対策大綱に盛り込まれた施策の効果的な推進を図るため、厚生労働省は「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）」を決定し、少子化社会対策大綱の掲げる 4 つの重点課題に沿って、平成 21 年度までの 5 年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げた。

6) 新しい少子化対策について（平成 18 年 6 月～平成 19 年度）

平成 17 年に合計特殊出生率は 1.26 と過去最低を更新した。こうした予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、平成 18 年 6 月、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定された。

「新しい少子化対策について」では、「家族の日」「家族の週間」の制定等に

よる家族・地域のきずなの再生や社会全体の意識改革を図るための国民運動の推進とともに、子どもの成長に応じて子育て支援のニーズが変化することに着目して、妊娠・出産から高校・大学生期に至るまでの年齢進行毎の子育て支援策を掲げた。

7) 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（平成 19 年 12 月～）

平成 19 年 12 月、少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられた。

この戦略においては、就労と出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組みの構築）に同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとされた。

働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現については、平成 19 年 12 月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が政労使の代表等から構成される仕事と生活の調和推進官民トップ会議において策定された。

8) 「新待機児童ゼロ作戦」（平成 20 年 2 月～）

厚生労働省は平成 20 年 2 月に保育施策を質・量ともに拡充・強化するための「新待機児童ゼロ作戦」を取りまとめた。待機児童をゼロとすることを目標に、特に今後 3 年間で集中重点期間とし、取組みを進めることとした。

9) 少子化社会対策大綱（子ども・子育てビジョン）の策定（平成 22 年 1 月～平成 27 年 3 月）

「新しい少子化社会対策大綱の案の作成方針について」（平成 20 年 12 月、少子化社会対策会議決定）を受けて、平成 21 年 1 月に内閣府に「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム」を立ち上げ、同年 6 月に提言（みんなの少子化対策）が取りまとめられた。

その後、平成 21 年 10 月に発足した「子ども・子育てビジョン（仮称）検討ワーキングチーム」において検討が行われ、平成 22 年 1 月に少子化社会対策基本法に基づく新たな大綱として「子ども・子育てビジョン」が閣議決定された。

このビジョンにおいて、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指すこととされた。

10)待機児童解消加速化プラン（平成 25 年 4 月～）及び少子化危機突破のための緊急対策（平成 25 年 6 月～）

都市部を中心に深刻な問題となっている待機児童の解消の取組を加速化させるため、平成 25 年 4 月に新たに「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成 25 年度から平成 29 年度末までの 5 年間で新たに 50 万人分の保育の受け皿の確保し、待機児童の解消を目指すこととした。

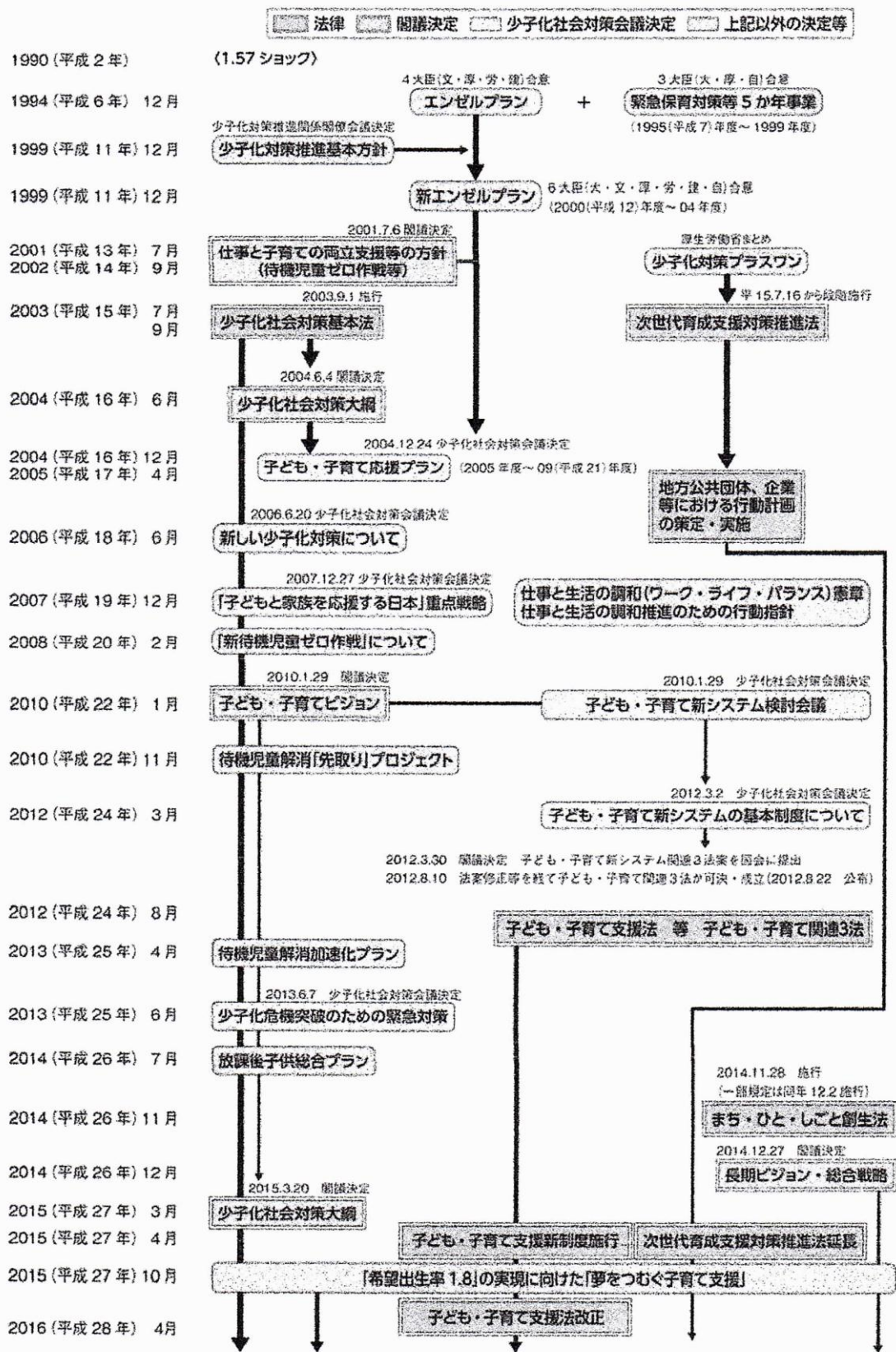
また平成 25 年 6 月には、少子化社会対策会議において「少子化危機突破のための緊急対策」が取りまとめられ、これまで少子化対策として取り組んできた「子育て支援」「働き方改革」をより一層強化するとともに、「結婚・妊娠・出産支援」を新たな対策の柱として打ち出した。

11)子ども・子育て支援法

平成 22 年 1 月、少子化社会対策大綱の閣議決定に合わせて、少子化社会対策会議の下に、「子ども・子育て新システム検討会議」が発足し、新たな子育て支援制度について検討を進め、平成 24 年 3 月に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する基本制度が決定された。

これに基づき政府は、少子化や待機児童の解消という問題に対処するため、国や地方公共団体をあげて、子どもや家庭を支援する制度として、平成 24 年 3 月に「子ども・子育て支援法案」「総合こども園法案」「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を国会に提出した。その後、法案修正等を経て子ども・子育て関連 3 法（「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）として平成 24 年 8 月 22 日に公布され、平成 27 年 4 月より施行された。

以上の国の取組みを図にしたものが、次の表である。



(内閣府資料より引用)

(2) 大田区の取組み

大田区の子育て支援に関する施策は、平成 9 年度までは保育に欠ける児童の措置が中心であった。

その後、少子化が進行する中で、子どもを安心して産み育てられる環境を整備するには、何が問題で、どのような対策が必要なのかを考えていくために平成 10 年度に「少子化対策検討会」が設置され、調査研究が始まりました。平成 12 年度に「子育て支援検討会」が設置され、子育てハンドブックの作成や子ども家庭支援センターの開設に向けて、報告書がまとめられ、それに基づき、子育て支援策の充実が図られるようになった。

そして平成 16 年度から「おおた子育てすくすくプラン 大田次世代育成支援行動計画・前期行動計画（平成 17 年度から平成 21 年度）」（以下、前期行動計画）を、また平成 21 年度に「おおたのびのび子育てプラン 大田次世代育成支援行動計画・後期行動計画（平成 22 年度から平成 26 年度）」（以下、後期行動計画）を策定し、子育て施策が推進されている。

おおたのびのび子育てプランでは5年間の保育サービス定員増の目標値を600人としていたが、平成 23 年度計画の半ばでプランの目標値を達成したが、待機児童は未だ解消していないことから、新たな保育施設整備を進めるために、「保育サービス基盤拡充のための3か年プラン」が平成 23 年 8 月に決定され、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて1,000人の保育サービス定員増加目標が定められた。

また平成 27 年 3 月に「子ども子育て支援法」に基づく「おおた子ども・子育てかがやきプラン」を策定し、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 ヶ年を計画期間とし、子育て施策を推進している。

「おおた子ども・子育てかがやきプラン」においては平成 26 年 4 月 1 日現在の認可保育所、地域型保育事業、大田区独自施策である認証保育所、家庭福祉員、定期利用保育事業の定員はそれぞれ 9,886 人、55 人、1,890 人の合計 11,831 人である。この定員を平成 31 年度には 10,752 人、409 人、1,674 人の合計 12,835 人と 1,004 人の定員増加を目標としている。

なお大田区の詳細な取組みは「第 3 章第 11 節待機児童の現状と対策の状況」で詳述している。

3. 大田区の保育事業の概要

(1) 保育所の目的

保育は児童福祉法の基づき行われるものであり、保育所の目的は、保育を必

要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことである（児童福祉法第 39 条）。

児童福祉法第 24 条では「市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。」と規定されており、保育を必要とする児童について、市町村は保育の実施義務を負っている。大田区は特別区でありことから市町村に含まれており、大田区も保育の実施義務を負っている。

ここで児童とは児童福祉法第 4 条において、満 18 歳に満たない者をいい、児童はさらに満 1 歳に満たない者である「乳児」、満 1 歳から、小学校就学の始期に達するまでの者である「幼児」、小学校就学の始期から、満 18 歳に達するまでの者を「少年」と区分されている。

(2) 保育の必要性の認定

平成 27 年 4 月から施行された子ども・子育て支援新制度においては、保育を利用するにあたっては、保育の必要性の認定を受ける必要がある。市区町村が保護者からの保育の認定の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給することとなる。

子ども・子育て新制度施行前においては、保育に欠ける場合に、保育を実施していた。

1) 保育に欠ける事由

従来、児童福祉法第 39 条第 1 項においては「保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設」であり、同条第 2 項において「保育所は、前項の規定に関わらず、特に必要があるときは、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる」と規定されていた。

保育に欠けるとは、改正前児童福祉法施行令第 27 条において「保育の実施は、児童の保護者のいずれもが以下のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。」とされていた。同条において規定されていた保育に欠ける事由は次のものであった。

「一 昼間労働することを常態としていること。

- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族を常時介護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 前各号に類する状態にあること。」

また保育に欠ける事由としては、改正前の大田区保育の実施等に関する条例第2条においては、次のように規定していた。

(保育の実施基準)

第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であること又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある同居の親族又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 区長が認める前各号に掲げるものに類する状態にあること。

上記の規定は文言は異なるが、児童福祉法施行令第27条の規定と同じものである。

2) 保育の必要性

子ども・子育て新制度の施行により、保育の実施は保育に欠けることから保育の必要性に改められた。保育の必要性を認定するに当たっては保護者の就労、疾病等の事由と保育必要量の区分の2つの基準から判断することになる。

児童福祉法第39条の保育の必要性は、子ども・子育て支援法施行規則第1条において保育の必要性の事由を、同条第4条において保育の必要性の保育必要量の区分を規定している。

子ども・子育て支援法施行規則第1条においては、保育の必要性の事由を次

のように規定している。

「子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 一月において、48 時間から 64 時間までの範囲内で月を単位に市町村（特別区を含む。以下同じ。）が定める時間以上労働することを常態とすること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること
- 四 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- 七 次のいずれかに該当すること。
 - イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
 - ロ 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 7 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- 八 次のいずれかに該当すること。
 - イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
 - ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（イに該当する場合を除く。）
- 九 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

十 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。」

保育に欠ける事由より、求職活動（6号）、就学（7号）、虐待やDVのおそれ（8号）、育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である（9号）ことが追加され、また就労（1号）の要件も昼間労働に限定されず、またパートも可能となり拡大されている。

この改正を受けて、大田区においても大田区保育の実施等に関する条例第2条は次のように改正されている。

（保育の必要性の認定基準）

第2条 保育の必要性の認定の要件は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該小学校就学前子どもが家庭において必要な保育を受けることが困難であると認められる場合とする。

- (1) 一月において、48時間以上労働することを常態とすること。
- (2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- (7) 次のいずれかに該当すること。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

イ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

- (8) 次のいずれかに該当すること。

- ア 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
 - イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（アに該当する場合を除く。）。
- (9) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして区長が認める事由に該当すること。

上記の改正の内容も、文言は異なるが、基本的に子ども・子育て支援法施行規則第 1 条の規定と同じものである。

また子ども・子育て支援法施行規則第 4 条において保育の必要性の保育必要量の認定を次のように規定している。

「保育必要量の認定は、保育の利用について、1 月当たり平均 275 時間まで（1 日当たり 11 時間までに限る。）又は平均 200 時間まで（1 日当たり 8 時間までに限る。）の区分に分けて行うものとする。ただし、申請を行う小学校就学前子どもの保護者が第 1 条第 2 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる事由に該当する場合にあっては、当該保護者が 1 月当たり平均 200 時間まで（1 日当たり 8 時間までに限る。）の区分の認定を申請した場合を除き、1 月平均 275 時間まで（1 日当たり 11 時間までに限る。）とする。」

保育必要量の認定は、上記の規定から、保育標準時間が 1 日当たり最長 11 時間までの利用が可能であり、保育短時間が 1 日当たり最長 8 時間までの利用が可能である。

3) 保育の必要性の判定

保護者から保育の必要性の認定に係る申請書を提出があった場合、市区町村は保育が必要かどうか判定することとなる。

この認定に当たっては 2) で述べた保育の必要性の事由と保育必要量から判定される。

認定は子ども・子育て支援法第 19 条に基づいて、次の 3 つに区分される。

- ・1号認定：教育標準時間認定（満3歳以上で、保育の必要性がなく、教育（幼稚園、認定こども園）を希望する場合）
- ・2号認定：満3歳以上で保育認定（保育の必要性の事由に該当し、保育所等（保育所、認定こども園）での保育を希望する場合）
- ・3号認定：満3歳未満で保育認定（保育の必要性の事由に該当し、保育所等（保育所、認定こども園、地域型保育）での保育を希望する場合）

4) 制度改正による影響

子ども・子育て支援法の施行により、保育を受けるには保育に欠けることから保育の必要性に変更された。しかし保育に欠ける事由より保育の必要性の事由は要件が拡大されており、保護者には不利益はないものと考えられる。

また、子ども・子育て支援法の施行により、法令上は保育を受けるには保育の必要性の認定を受け、次に利用の申込みをするという2段階の手続きが規定されている。

しかし大田区では、保育の必要性の認定と同時に利用希望の申込みの申請も行えることから、従前の申込み方法と変わらず保護者に特に負担はないものと考えられる。

(3) 保育所の分類

1) 保育所と幼稚園及び認定こども園の相違

保育所と幼稚園の違いは、保育所は所管が厚生労働省にある児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、保育に欠ける乳幼児は保育が義務づけられているのに対し、幼稚園は所管が文部科学省にある学校教育法に基づく学校であり、保護者の希望で入園するところである。

認定こども園は保育所の要素と幼稚園の要素を合わせもった施設である。所管は厚生労働省と文部科学省であり、1号認定の保護者の場合は園に直接申し込み、2号認定、3号認定の保護者は市区町村に申し込むことになる。

保育所と幼稚園及び認定こども園の主な相違点は、次の表のとおりである。

	保育所	幼稚園	認定こども園
所管	厚生労働省	文部科学省	文部科学省・厚生労働省
根拠法令	児童福祉法に基づく児童福祉施設 (児童福祉法第39条)	学校教育法に基づく学校 (学校教育法第22条)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (認定こども園法第9条)
目的	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うこと (児童福祉法第39条)	幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること (学校教育法第22条)	満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、子どもの成長のための適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うこと (認定こども園法第2条)
設置認可	公立は都道府県知事への届出 私立は都道府県知事の認可 (児童福祉法第35条)	公立は都道府県教育委員会への届出 (学校教育法第4条の2) 私立は都道府県知事の認可 (学校教育法第4条)	公立は都道府県知事への届出 (認定こども園法第16条) 私立は都道府県知事の認可 (認定こども園法第17条)
入園の対象	保育を必要とする乳児・幼児及びその他の児童 (児童福祉法第39条)	保護者の希望によるもので、特に制限はない	満3歳以上の子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子ども (認定こども園法第11条)
入園の対象年齢	0歳児から就学前の乳幼児及び特に必要があるときはその他の児童 (児童福祉法第39条)	満3歳から就学前の幼児 (学校教育法第26条)	0歳児から就学前の乳幼児 (認定こども園法第11条)
入園の申込	保育を希望する保護者は市区町村に保育の必要性と必要量に認定申請、保育所入所申請書を提出し、市区町村が認定し、希望する園への入所調整を行う (児童福祉法第24条、子ども・子育て支援法第19、20条等)	入園を希望する保護者の申請により幼稚園設置者との契約により決定	利用を希望する保護者は教育・保育給付の支給認定を市区町村に申請して受け、入園申請を園に提出する (子ども・子育て支援法第19、20条)
保育時間	1日8時間を原則とし、その地方における保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長が定める (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第34条)	1日4時間を標準時間とする (幼稚園教育要領第2)	教育に係る標準的な1日あたりの教育時間は4時間を標準とし、保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間は1日8時間を原則とする (幼保連携型認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(通知))
保育者	保育士	幼稚園教諭	保育教諭(保育士資格と幼稚園教員免許の併有) (認定こども園法第15条)
職員の配置	保育士、嘱託医、調理員は必置 ただし、調理員は調理業務の委託により置かないことができる 保育士の数は 乳児3人につき1人以上 3歳未満児6人につき1人以上 3歳児20人につき1人以上 4、5歳児30人につき1人以上 ただし保育所1につき2人を下ることはできない (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条)	園長、教頭及び教諭は必置 (学校教育法第27条) 1学級の幼児数は35人以下を原則とし、各学級ごとに少なくとも1人、教諭を配置 (幼稚園設置基準第3、5条)	満3歳以上の園児は同じ年齢で学級を編成し、1学級は35人以下を原則とする 各学級ごとに保育教諭を1人以上配置 園児の教育及び保育に従事する職員の配置基準は保育所と同じ基準 (連携こども園設基第4、5条)
施設及び設備等	保育室又は遊戯室、屋外遊技場(保育所付近にある代替地可)、乳児室又はほふく室、医務室、調理室、便所 (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条)	園舎は2階建以下が原則 運動場 職員室、保育室、遊戯室、保健室、便所、飲料用設備、手洗用設備、足洗用設備 (幼稚園設置基準第8、9条)	園舎は2階建以下が原則 園庭 職員室、乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料用設備、手洗用設備、足洗用設備 (連携こども園設基第6、7条)
保育の内容	保育所保育指針 (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条)	幼稚園教育要領 (学校教育法施行規則第38条)	幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性の確保と小学校における教育との円滑な接続に配慮 (認定こども園法第10条)
保育料	市区町村が国の基準額を上限に保育料額を定め、市区町村で徴収する (子ども・子育て支援法施行規則第7条)	各幼稚園設置者が決定し、保護者の所得に関わらず均一料金	市区町村が国の基準額を上限に保育料額を定め、園で徴収する

図表の「就学前の子どもに教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」は(認定こども園法)

「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準」は(連携こども園設基)と表記している。

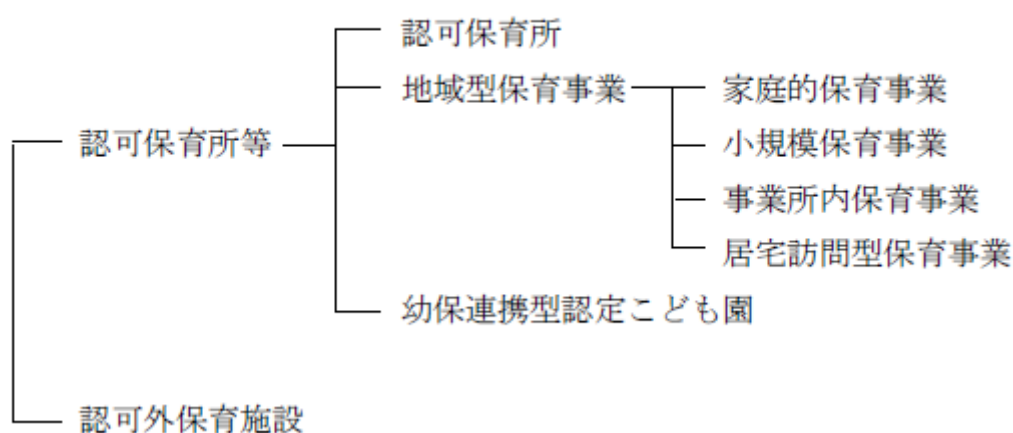
2) 認可保育所と認可外保育施設

保育施設は、認可保育所等と認可外保育施設に分類される。認可保育所等には、認可保育所、地域型保育事業及び幼保連携型認定こども園があり、このうち認可保育所は児童福祉法第35条に基づき都道府県知事の許可又は届出が必要

な施設である。また地域型保育事業は子ども・子育て支援新制度により創設された事業で、児童福祉法第34条の15第1項に基づき市区町村自ら行うものと、同条第2項に基づき市区町村の認可が必要なものである。幼保連携型認定こども園は、就学前の子どもに教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条及び第17条第1項に基づき都道府県知事の許可又は届出が必要な施設である。

一方、認可外保育施設は、認可保育所等に該当しない子どもを預かる施設の総称である。

保育施設の種類



大田区においては東京都が独自の基準を設けて認証した認証保育所、定期利用保育事業及び家庭福祉員（保育ママ）が大田区独自保育事業としての認可外保育施設に該当し、子ども・子育て支援新制度の給付対象ではない。ただし大田区独自保育事業については基準を満たしている施設以外は認定又は認証の対象ではないことから、認可保育所等と変わらない水準での保育サービスを提供している。

東京都では全ての保育施設が届出の対象であり、東京都の定める「認可外保育施設に対する指導監督要綱」に定める基準を満たす必要があり、都道府県が行う指導監督（立入調査等）の対象である。

東京都福祉保健局によれば、届出を行っている大田区内の認可外保育施設は次の表のとおりである。なお大田区独自保育事業はここには含まれない。

施設名	施設所在地	設置者名	開始時間	終了時間	24時間	定員	事業開始年月日	基準を満たす旨の証明書	平成27年度運営状況報告提出	備考
蒲田子供の家	蒲田3-16-12 司ビル2F	渡辺 冷子			○	定員設定なし	S53. 3. 2		○	
マイスポーツ久ヶ原	久が原5-12-8	㈱久ヶ原スポーツクラブ	10:00	17:00		定員設定なし	S62. 4. 1		休	休止中
ナーサリースカイ	上池台1-13-4タックビル1F	深瀬 かおる	8:00	20:00		定員設定なし	H18.4.1		○	
English School イマジン JAPAN FUTURE児童園	下丸子3-13-6HouseSwallow1F	シンコーファシリティーズ㈱	7:30	19:00		定員設定なし	H.19.4.2	有	○	
うちやまベビールーム	東雪谷1-17-4	内山 貴子	9:00	17:00		4	H21.9.2		○	
保育所ちびっこランド 蒲田西口園	西蒲田8-24-7栄ビル2F	菅 博	7:30	19:00		25	H22.6.18	有	○	
子供の部屋保育室	西蒲田1-16-5	石川 由利子	7:30	19:00		19	S51.9.1		○	
衆幸会保育園	南六郷1-12-9	一般社団法人衆幸会	8:00	18:30		31	S47.4.1		○	
たんぼぼ保育園	石川町2-9-3	阿部 ミドリ	7:30	19:00		定員設定なし	H10.4.1	有	○	
保育所ちびっこランド 大森園	大森北1-32-10宗形ビル1階	菅 博	7:30	19:00		29	H23.7.5	有	○	
保育室 サン御園	西蒲田7-49-2大田区社会福祉センター1階	社会福祉法人大洋社	8:30	18:00		16	H24.6.1	有	○	
サポートナミキ	池上1-6-3	並木 和子	9:00	18:00		3	H25.4.1		○	
メリーポピンズ南蒲田ルーム	南蒲田2-20-2 K.Sハイム1階	㈱ゴーエスト	7:00	20:00		18	H26.9.1		○	
こぐまのお家	田園調布5-47-1	平賀機械工業㈱	9:00	17:00		6	H26.12.1		×	
ももんが保育園	鶴の木2-2-2	桃川 文雄	7:30	20:00		19	H27.8.1		○	
ろくごう病児保育室	仲六郷4-31-16	伊藤 葉子	8:30	18:00		4	H27.9.1		○	
Family Support むぎっこ	南六郷2-19-14	柳井 久美	8:30	17:30		3	H26.8.19		新	
キンダーキッズインターナショナルスクール東京本校	東嶺町41-20	㈱キンダーキッズインターナショナル	8:00	18:00		88	H22.9.1	有	○	
ぼれぼれ保育園西蒲田	西蒲田7-22-10藤和シティコープ西蒲田Ⅲ	㈱ポーレ	7:30	19:00		34	H26.9.1		×	
子ども家庭支援センター大森キッズなルーム	大森北4丁目16番5号	大田区長 松原忠義	9:00	18:00		15	H20.12.1		○	
子ども家庭支援センター六郷一時保育室	仲六郷2-44-11六郷地域力推進センター3階	大田区長	8:30	18:00		16	H26.3.1		○	
社会医療法人財団仁医会 牧田総合病院 保育室	大森北1-34-6	医療法人財団 仁医会			○	25	S48.10.1		○	

(東京都福祉保健局 HP より引用)

(4)大田区の保育制度

大田区においては平成28年4月1日現在、認可保育所が108園（内、区立保育園47園、私立保育園61園）、大田区小規模保育所が21施設、東京都認証保育所が51施設、家庭福祉員（保育ママ）49人、大田区定期利用保育室が5施設の保育施設が存在する。

各施設ごとの対象児童年齢、保育時間、保育料等は次の表のとおりである。

	認可保育所		大田区小規模 保育所 (21施設)	東京都認証 保育所 (51施設)	家庭福祉員 (保育ママ) (49人)	大田区定期利用 保育室 (5施設)
	区立保育園(47園)	私立保育園(61園)				
概要	児童福祉法第35条第3項に基づき区市町村が設置を届け出た、又は、同上第4項に基づき民間事業者等が知事の認可を受け設置した児童福祉施設		大田区で定める設備や職員配置等についての基準を満たし、区が認可した保育施設	東京都が定める設備や職員配置等についての基準を満たし、東京都が認証した認可外保育施設	大田区が児童の保育に熱意と経験を持つ者を家庭福祉員として認定し、家庭福祉員の自宅又はグループ保育室で保育する制度	保護者の就労形態等に応じて、保育時間を柔軟に設定できる区独自の基準に合致した保育施設
対象児童年齢	生後57日～小学校就学前まで *各保育園により異なる	生後43日～小学校就学前まで *各保育園により異なる	1～2歳	0歳から小学校就学前まで *各保育所により異なる	生後43日～2歳 *委託開始時：生後43日以上2歳未満	0～2歳
保育時間	保育標準時間(11時間まで) 保育短時間(8時間まで) 7:15～18:15 延長保育時間 18:15～21:15等 各保育園により延長時間は異なる。	保育標準時間(11時間まで) 保育短時間(8時間まで) 各保育園により異なる 例：7:15～18:15 例：延長保育時間 18:15～19:15等	保育標準時間(11時間まで) 保育短時間(8時間まで) 各保育室により異なる 例：7:15～18:15 例：延長保育時間 18:15～19:15等	13時間以上 各保育所により異なる。 例：7:00～20:00等	原則 8:00～17:00 の中で8時間以内。 時間外保育の保育時間は、午後6時まで。	1日8時間の利用が目安。各保育室により異なる。 例：7:30～19:00等
保育料	児童の年齢に応じ、区市町村民税に基づき算定。 保育標準時間(11時間まで)の月額保育料(最高額) 0歳～2歳児 63,500円 3歳児 28,600円 4・5歳児 24,000円 *2人以上在園している場合、児童の年齢に応じ、区市町村民税に基づき設定している保育料に対し2人目は半額、3人目以降は無料。 *保育短時間(8時間まで)は、標準時間時間に0.983を乗じた額			月額保育料(最高額) 80,000円(月220時間まで)等、各保育所により異なる。 *別途入園料、延長料あり。 *世帯の区市町村民税に応じた保護者負担軽減補助金(10,000円～30,000円)の制度がある。	月額保育料23,000円 *開園時間のうち、8時間を超える場合は時間外保育となる。 時間外保育の保育時間は午後6時まで。 *時間外保育については超過料金(30分250円)を別途徴収。	日額2,200円 (1日8時間まで) 月額44,000円(月160時間まで)の範囲内で設定。 保育室により異なる。
食事	給食あり				弁当持参	給食あり

(こども家庭部事業概要 平成28年度より引用)

(5) こども家庭部の組織の概要

大田区において保育事業はこども家庭部で行われている。

こども家庭部は、平成 20 年度までは「こども育成部」の呼称であったが平成 21 年度より「こども家庭部」に名称が変更されている。

こども家庭部は、子育て支援課、保育サービス課、子ども家庭支援センターの 2 つの課と 1 つのセンターから構成されている。

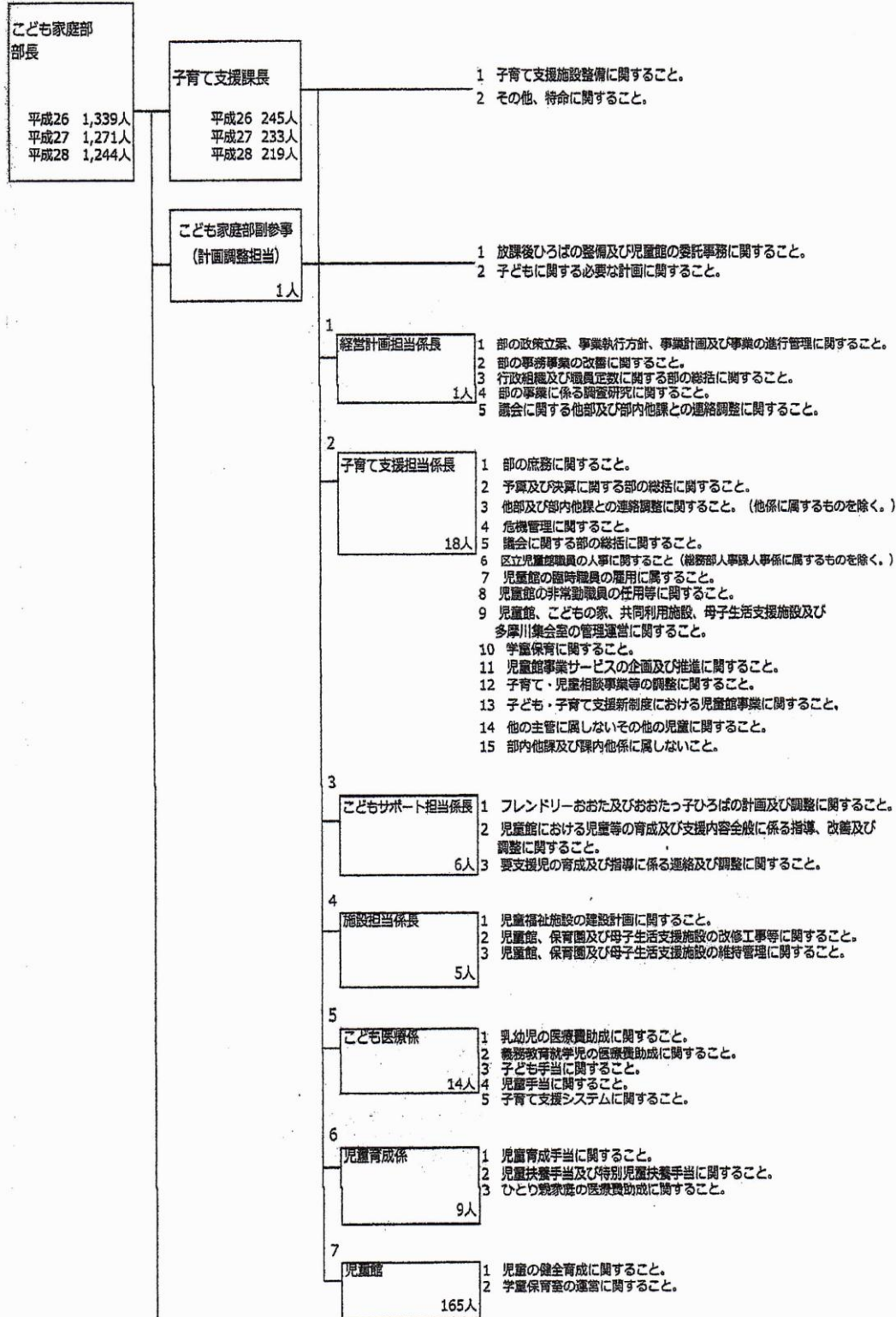
子育て支援課は、主に子育て支援施設の整備、学童保育室の運営、乳幼児の医療費助成、児童扶養手当に関すること等を行っている。

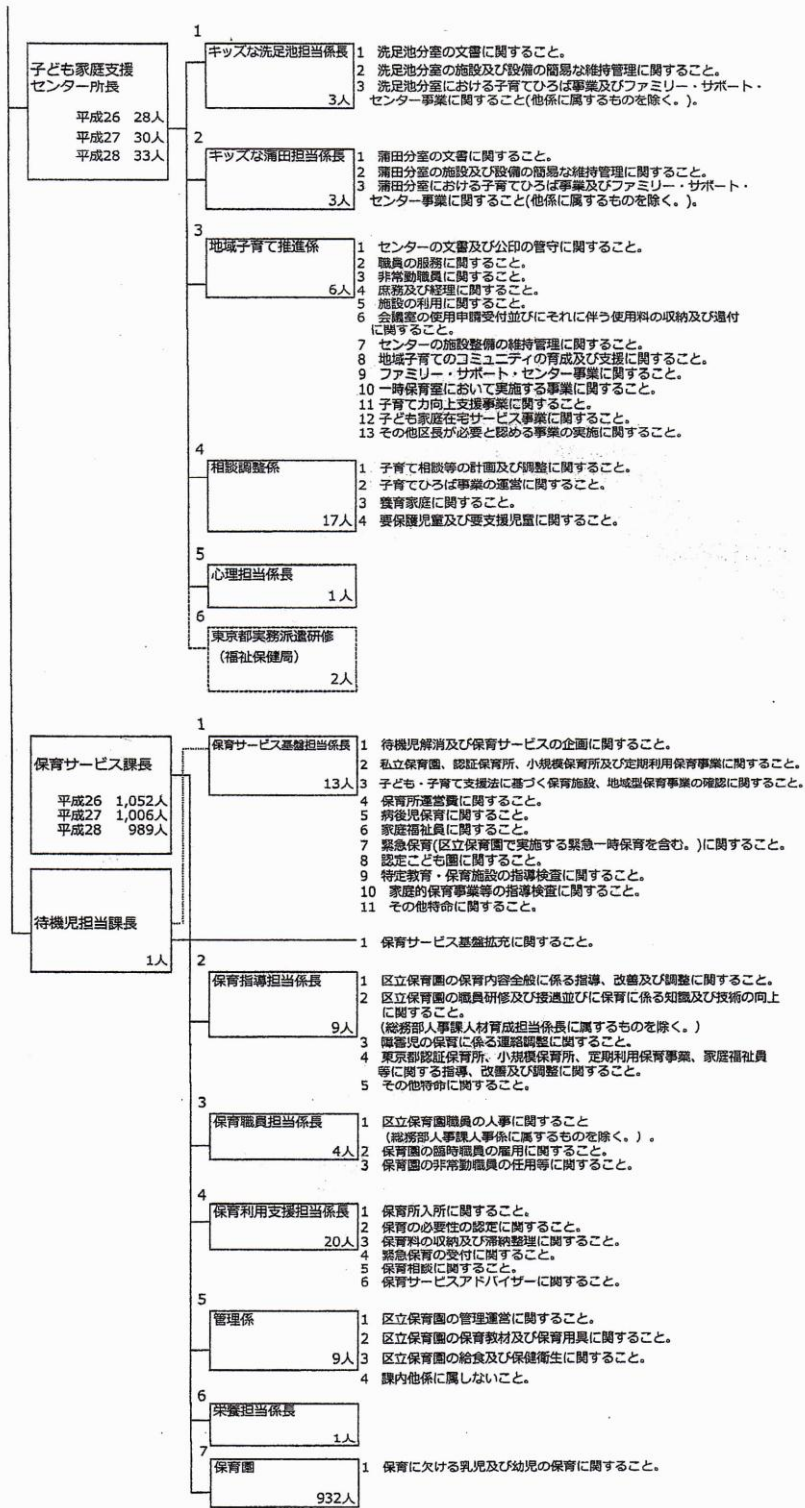
保育サービス課は、主に区立保育園の運営全般、保育所入所、保育の必要性の認定、保育料の収納及び滞納整理、待機児解消及び保育サービス企画に関すること等を行っている。

子ども家庭支援センターは、主に子育て相談、子育てひろば事業の運営に関すること等を行っている。

こども家庭部の平成 28 年 5 月 1 日現在の組織図は、次の表のとおりである。

こども家庭部組織図 (平成28年5月1日現在)





(こども家庭部事業概要 平成28年度版より引用)

(6) 保育事業に係る予算の推移

1) 大田区の予算に占める保育事業の歳出予算

大田区に歳出予算額に占める各経費の内訳は次の表のとおりである。

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成22年度 からの増減額	平成22年度 からの増減率
歳出決算額	220,296	228,169	222,369	225,825	240,729	244,670	24,374	11.06%
内訳								
議会費	948	1,205	1,099	1,054	1,028	1,140	191	20.16%
総務費	30,916	28,599	26,548	29,968	33,894	34,216	3,300	10.67%
福祉費	115,564	120,472	118,461	119,604	127,905	133,183	17,619	15.25%
衛生費	6,968	6,894	7,057	7,182	7,451	7,494	527	7.56%
産業経済費	2,969	3,110	3,194	3,264	3,200	3,865	896	30.17%
土木費	13,933	14,329	13,398	13,526	13,305	16,896	2,962	21.26%
都市整備費	7,043	7,864	12,116	13,712	13,960	11,593	4,550	64.60%
環境清掃費	10,184	10,131	9,478	9,225	9,227	8,996	-1,188	-11.67%
教育費	21,091	24,241	20,530	19,321	22,656	19,020	-2,071	-9.82%
公債費	8,753	9,692	8,983	7,687	7,021	7,295	-1,458	-16.65%
諸支出金	1,926	1,631	1,506	1,282	1,080	971	-955	-49.60%
福祉費の歳出予算に 占める割合	52.46%	52.80%	53.27%	52.96%	53.13%	54.43%	1.98%	3.77%

歳出予算額は平成22年度において220,296百万円であるが、平成27年度は244,670百万円と平成22年度をベースにすると約11%歳出は増加している。

内訳をみると福祉費の歳出が最も多く、平成22年度以降平成28年度までの各年度において、歳出予算に占める割合が50%を超えている。

この福祉費の中に保育に係る支出が含まれており、平成22年度から平成28年度までの福祉費の内訳の推移は、次の表のとおりである。

(単位：百万円)

福祉費の内訳	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成22年度 からの増減額	平成22年度 からの増減率
社会福祉費	16,497	18,483	15,444	14,217	16,195	17,439	942	5.71%
障害福祉費	11,670	11,730	12,542	13,628	14,799	14,794	3,124	26.77%
高齢福祉費	14,890	14,843	14,690	15,179	15,907	17,979	3,089	20.75%
児童福祉費	41,358	42,263	41,148	41,318	45,828	47,723	6,365	15.39%
生活保護費	31,150	33,152	34,637	35,262	35,176	35,248	4,099	13.16%
児童福祉費の 歳出額に占める 割合	18.13%	19.01%	18.22%	17.16%	18.73%	19.51%	0.73%	3.90%

福祉費の中の児童福祉費が保育に係る支出を含んでおり、福祉費の中でも最も金額が多い費目となっている。

児童福祉費は平成 22 年度 41,358 百万円であったが、平成 27 年度には 47,723 百万円と平成 22 年度に比して 6,365 百万円増加しており、福祉費に占める割合も平成 22 年度の 18.77%から平成 27 年度の 19.51%と上昇しており、歳出予算においても重視されている項目であることが伺える。

2) こども家庭部の歳出予算

こども家庭部の平成 19 年度から平成 28 年度の歳出予算は次の表のとおりである。

(単位：千円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
子育て支援課	24,644,818	24,138,252	23,940,651	34,383,574	33,083,604	29,854,531	29,837,320	31,150,026	30,519,424	30,445,358
子ども家庭支援センター	57,577	82,361	108,688	104,696	101,858	104,939	149,222	209,736	213,270	230,358
保育サービス課	6,699,244	7,751,686	9,117,963	9,747,706	10,274,000	11,061,051	11,670,625	13,660,583	16,047,008	18,970,265
子ども発達センターわかばの家	92,965	132,710	99,838	110,176	108,932	286,092	321,394	381,812	-	-
こども家庭部計	31,494,604	32,105,009	33,267,140	44,346,152	43,568,394	41,306,613	41,978,561	45,402,157	46,779,702	49,645,981

*子ども発達センターわかばの家は、平成 27 年度から福祉部へ所管が変更

こども家庭部の予算規模は保育サービスの充実、待機児童対策のために増加傾向にあり、平成 19 年度の 31,494,604 千円から平成 28 年度の 49,645,981 千円と大きく増加している。

保育サービス課の平成 19 年度の予算は 6,699,244 千円であるが、年度毎に予算は増加しており、平成 28 年度の予算は 18,970,265 千円と平成 19 年度の予算の 2.83 倍にまで増加している。

子ども家庭支援センターについても平成 19 年度の予算は 57,577 千円であるが、平成 28 年度の予算は 230,358 千円と平成 19 年度予算に比して約 4 倍にまで増加している。

一方、子育て支援課については平成 19 年度の予算は 24,644,818 千円であるが、平成 28 年度の予算は 30,445,981 千円と約 1.2 倍に予算は増加しているも

の、保育サービス課や子ども家庭支援センターほどの増加率ではない。

3) 子育て支援課の歳出予算

子育て支援課の平成22年度からの歳出予算の内訳の推移は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

事業名	22年度予算	23年度予算	24年度予算	25年度予算	26年度予算	27年度予算	28年度予算	27年度予算説明
職員人件費	12,334,383	11,844,664	11,540,788	10,993,616	10,831,386	10,963,303	10,634,730	職員1,276人(区立保育園職員956人合)
次世代育成支援行動計画推進会議経費	174	131	95	95	111	-	-	委員報償費等
子ども子育て支援事業計画策定	-	-	-	6,431	6,707	1,997	1,616	委員報償費、事業計画策定支援委託等
子育て応援サイトの運営	6,644	7,550	7,549	7,459	7,835	7,662	8,302	
青少年の社会参加・自立支援	752	-	-	-	-	-	-	
子育て支援システム運用経費	10,856	10,306	39,746	9,746	10,007	28,067	91,516	システム改修、保守委託等
こどもシステム運用経費	2,575	2,575	3,363	2,469	1,009	2,576	2,944	委託料、賃借料
乳幼児及び義務教育就学児の医療費助成事業	2,739,878	2,747,415	2,783,590	2,870,276	2,913,992	2,834,715	2,892,013	乳幼児(0歳～就学前)37,300人 小1～中3修了まで 45,000人
出産こども一時金事業	28,587	28,587	6,262	-	-	-	-	
子ども家庭支援事業(ショートステイ・フライド事業)	18,698	18,302	18,094	-	-	-	-	
乳幼児一時預かり保育事業補助	-	3,000	-	-	-	-	-	
子育て支援課事務費等	23,427	30,895	27,738	25,951	27,490	28,433	30,730	子育て支援課事務費、児童手当認定支給事務、児童育成手当認定支給事務、児童扶養手当等支給事務
発達障害支援事業	-	-	-	621	990	-	-	
障害児通所支援福祉サービス評価事業	-	-	-	151	152	-	-	
子育て世帯臨時特例給付金	-	-	-	-	80,627	3,000	-	委託料
子ども交流センター運営補助	23,110	23,344	23,267	23,294	23,386	23,576	25,514	活動事業費補助
保育園管理運営費 施設管理費	679,330	767,077	682,390	680,995	843,794	766,329	745,699	清掃料、光熱水費、工事請負費等
コスモス苑管理運営委託	69,240	73,665	72,833	72,439	76,497	77,769	78,418	平成18年4月から指定管理
ひまわり苑管理運営委託	87,552	75,354	74,252	74,055	78,346	76,221	75,744	平成18年4月から指定管理
児童館等管理運営費	521,344	1,265,867	1,206,821	1,413,581	1,608,730	2,015,575	2,434,763	児童館(48)こどもの家(3)共同利用施設(1)学童保育室分室(6)
1 施設管理費	279,235	361,892	257,923	348,693	412,801	330,297	368,583	フレンドリー実施校(20)おたろこひろば(6)
2 事業運営費	242,109	229,187	225,787	311,220	402,486	809,504	601,850	定員4,850人
3 非常勤職員雇用等	-	674,788	723,111	753,598	793,443	875,774	831,163	児童育成指導員、要支援児対応介助員等
4 放課後ひろば事業	-	-	-	-	-	-	633,167	
助産施設入所者保護費等	11,953	11,832	23,563	21,081	18,407	16,883	17,778	
児童手当給付金	12,712,908	11,974,404	9,056,675	9,501,120	9,618,880	9,556,015	9,575,260	支給対象児童数 延939,901人
児童育成手当給付金	1,336,650	1,366,150	1,382,950	1,379,860	1,364,555	1,352,250	1,341,625	育成 延95,000人 障害 延4,500人
児童扶養手当給付金	1,716,636	1,803,123	1,815,547	1,821,693	1,816,773	1,821,041	1,805,070	受給者数 延50,040人
母子緊急一時保護事業	1,196	1,322	1,322	1,322	1,345	1,345	1,345	指定施設2施設 保護期間2週間以内
障害児通所支援給付費	-	-	166,090	250,028	625,800	-	-	
ひとり親家庭医療費助成事業	230,040	208,289	243,935	229,495	218,397	213,280	211,609	受給者数 延95,300人
大御保育園の改築	-	-	8,943	130,620	372,717	553,639	3,412	改築工事
矢口第二保育園耐震補強等改修工事	-	-	-	53,202	220,634	20,154	-	耐震補強改修工事費 仮園舎リース料等
田園調布保育園耐震補強等改修工事	-	-	-	14,327	364,154	38,428	-	耐震補強改修工事費 仮園舎リース料等
下丸子保育園・児童館耐震補強工事	-	-	-	6,232	17,325	-	-	
羽田保育園の改築	-	-	-	-	-	116,568	15,812	仮園舎リース料等
仲大御保育園の改築	-	-	-	-	-	-	432,443	
秋中三丁目児童館羽田分館の改築	-	-	-	-	-	598	-	仮施設への移転
新蒲田保育園の改築	-	-	-	-	-	-	19,015	
その他保育園耐震補強等改修工事等	1,827,641	819,752	668,918	247,161	-	-	-	
子育て支援課計	34,383,574	33,083,804	29,854,531	29,837,320	31,150,026	30,519,424	30,445,358	

子育て支援課においては平成 28 年度予算が 30,445,358 千円と平成 22 年度予算の 34,383,574 千円を下回っているが、これは児童手当給付金の改正によるところが大きい。

児童手当給付金は平成 22 年度の時点では新たに創設された子ども手当であり、従前の児童手当は子ども手当の創設により廃止された。児童手当は小学生までの児童を対象としていたのに対し、子ども手当は中学生まで範囲を拡大し、月額支給も児童手当の第 1 子で 3 歳未満月額 10,000 円、3 歳以降の第 1、2 子は月額 5,000 円から、子ども一人につき月額 13,000 円と増額された。そのため平成 22 年度の児童手当給付金は増加しているが、その後、平成 24 年度以降所得制限が設けられ、一律支給から 3 歳未満及び小学生の第 3 子以降の支給額は月額 15,000 円、3 歳から小学生の第 1、2 子、中学生の支給額が月額 10,000 円に変更されたことにより、平成 24 年度より歳出予算が平成 22、23 年度に比して減少している。

また子育て支援課の歳出予算には職員の人件費があり、この職員人件費が区立保育園の民営化により区立保育園職員の減少（区立保育園職員数は平成 22 年度 1,196 人から平成 28 年度 932 人に減少）により、平成 22 年度 12,334,383 千円から平成 28 年度 10,634,730 千円に減少していることも、子育て支援課の予算が減少している要因のひとつである。

4) 子ども家庭支援センターの歳出予算の推移

子ども家庭支援センターの歳出予算の平成 22 年度からの推移は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

事業名	22年度予算	23年度予算	24年度予算	25年度予算	26年度予算	27年度予算	28年度予算
子ども家庭支援事業	-	-	-	17,732	18,066	18,070	20,581
1 ショートステイトワイルドステイ事業	-	-	-	17,732	18,066	18,070	20,581
ファミリー・サポート・センター事業	22,174	22,417	19,393	21,189	21,538	21,531	24,487
すこやか赤ちゃん訪問事業	5,331	3,932	3,419				
子育て力向上支援事業	1,035	1,351	752	1,466	1,053	1,862	1,270
一時預かり事業・定期利用保育事業に係る運営費補助	-	-	5,807	5,400	5,832	5,832	7,187
子ども家庭支援センター事業	76,156	74,158	75,568	103,435	163,247	165,975	176,833
子ども家庭支援センター計	104,696	101,858	104,939	149,222	209,736	213,270	230,358

平成 25 年度において子ども家庭支援事業の予算が計上されているが、これは平成 24 年度まで子育て支援課で予算が計上されていたためである。

上記の増加事由を除いても、子ども家庭支援センター事業の運営経費が増加していることから子ども家庭支援センターの歳出予算は増加している。

5) 保育サービス課の歳出予算の推移

保育サービス課の歳出予算の平成 22 年度からの推移は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

事業名	22年度予算	23年度予算	24年度予算	25年度予算	26年度予算	27年度予算	28年度予算	22年度からの増加額
定期利用保育室運営補助	101,446	82,634	86,879	77,690	87,212	140,253	134,036	32,590
保育室保護者負担軽減補助	6,530	5,310	5,415	-	-	-	-	-6,530
認証保育所運営補助	1,258,890	1,465,443	1,541,137	1,688,229	1,766,702	1,819,059	2,131,589	872,699
認証保育所保護者負担軽減補助	167,640	180,000	191,160	208,080	223,740	416,583	352,157	184,517
小規模保育所運営費	-	-	-	-	180,961	755,391	936,036	936,036
家庭福祉員制度経費	116,279	129,998	139,773	145,657	174,042	181,608	194,376	78,097
保育士人材確保支援事業	-	-	-	-	3,088	47,133	214,668	214,668
緊急保育	8,587	8,786	8,640	7,396	6,652	6,445	6,161	-2,426
病児保育事業	43,336	51,343	51,499	51,495	51,395	54,815	62,685	19,349
事業所内保育施設設置推進事業	-	-	-	-	-	-	23,000	23,000
一時預かり・定期利用保育事業運営費補助	-	-	-	8,990	41,785	111,583	105,791	105,791
福祉サービス第三者評価事業	11,720	11,600	13,380	13,572	18,979	11,422	3,811	-7,909
大田区次世代育成支援緊急対策整備事業	492,099	397,344	256,920	239,529	802,699	368,860	865,907	373,808
児童福祉法施行事務費	16,599	16,777	18,113	20,666	27,296	39,270	57,231	40,632
保育士等キャリアアップ補助事業	-	-	-	-	-	-	301,406	301,406
保育サービス推進事業	-	-	-	-	-	-	136,976	136,976
保育力強化事業	-	-	-	-	-	-	76,087	76,087
保育所指導検査事務費	-	-	-	-	-	-	2,367	2,367
保育サービス課事務費	3,774	3,667	3,531	3,536	3,977	3,922	4,687	913
保育園運営管理運営費	3,716,265	3,873,944	3,953,137	3,884,145	3,794,781	3,726,959	3,923,340	207,075
1 施設管理費	-	-	-	-	-	-	-	-
2 事務費	30,086	30,897	27,301	24,780	27,020	33,842	29,616	-470
3 職場研修	2,027	1,920	1,972	2,344	2,712	3,013	2,994	967
4 非常勤職員雇用等	1,177,315	1,125,808	1,082,987	1,068,071	990,694	933,447	1,017,970	-159,345
5 保育事業費	2,506,837	2,715,319	2,840,877	2,788,950	2,774,355	2,756,657	2,872,760	365,923
児童館等管理運営費 非常勤職員雇用等	617,499	-	-	-	-	-	-	-617,499
保育園入所者運営費等	3,187,042	4,047,154	4,791,467	5,321,640	6,477,122	8,363,705	9,437,954	6,250,912
1 保育園入所者運営費	1,828,569	2,301,841	2,823,219	3,127,364	3,737,524	5,195,626	5,917,368	4,088,799
2 民間保育所に対する法外援護	1,358,473	1,745,313	1,968,248	2,194,276	2,739,598	3,168,079	3,520,586	2,162,113
保育サービス課計	9,747,706	10,274,000	11,061,051	11,670,625	13,660,431	16,047,008	18,970,265	9,222,559

保育サービス課の歳出予算は平成 22 年度の 9,747,706 千円から平成 28 年度の 18,970,265 千円まで約 1.94 倍とほぼ倍増している。

増加要因として最も大きいのは保育所入所者運営費等であり、これは民間認可保育園に係る費用である。平成 22 年度の 3,187,042 千円から平成 28 年度の 9,437,954 千円と 6,250,912 千円増加しており、保育サービス課の歳出予算増加要因のほぼ 2/3 を占めている。

また認証保育所の運営補助も認証保育所の増加により歳出予算が増加している。

保育サービス課の歳出予算はほとんど増加しているが、それ以外にも小規模保育所運営費、保育士等キャリアアップ補助事業等、直近の新たな対策により歳出予算が増加している。

6) こども家庭部の歳入予算

こども家庭部の平成 19 年度からの歳入予算の推移は次の表のとおりである。

(単位：千円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
分担金及び負担金	2,095,623	1,935,249	1,976,205	1,997,637	2,073,528	2,187,476	2,187,451	2,272,885	2,330,599	2,451,960	保育園保育料等
使用料及び手数料	212,923	223,870	230,120	235,439	250,519	254,255	258,051	290,749	207,273	228,921	学童保育料等
国庫支出金	2,345,166	2,915,670	3,017,417	11,558,243	10,658,700	8,332,558	8,220,532	8,793,804	9,149,294	9,685,566	
国庫負担金	2,266,796	2,761,838	2,750,456	11,473,925	10,590,894	8,255,310	8,172,473	8,693,753	9,103,004	9,342,969	保育園運営費 母子生活支援施設運営費 児童扶養手当給付金 児童手当負担金、障害通所支援給付費負担金(40%まで)
国庫補助金	77,713	153,181	266,089	83,540	67,040	74,546	47,276	99,250	45,527	341,601	保育園急難保事業費補助金
国庫委託金	657	651	863	778	766	22,702	803	801	763	996	特別児童扶養手当事務
都支支出金	1,136,195	1,207,811	1,269,706	1,910,657	2,003,045	1,887,126	2,311,657	2,911,483	3,243,011	3,716,159	
都負担金	1,061,212	1,155,866	1,156,779	1,455,013	1,604,813	1,581,273	1,949,872	2,117,949	2,334,121	2,443,938	保育園運営費 母子生活支援施設運営費 助産施設入所保護費 児童手当負担金
都補助金	74,983	51,945	112,927	455,644	398,232	305,853	361,785	793,534	908,890	1,272,221	保育園運営費補助費 子育て支援対策臨時交付金 特別児童扶養手当事務 子洲家庭支援区市町村包括補助事業補助金等
財産収入	0	2,442	4,746	4,746	4,746	8,274	13,258	15,058	15,102	15,102	保育園土地等賃付収入
寄付金	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	
諸収入	98,325	182,989	184,438	203,200	213,989	196,408	198,741	199,757	211,199	231,461	保育園委託収入 社会保険料個人負担金 ひびく医療費助成事業 福祉事業利用者負担金(延長入浴・小利用等)
合計	5,888,233	6,468,032	6,882,633	15,909,922	15,204,528	12,886,098	13,189,711	14,483,737	15,156,479	16,929,170	

歳入予算は平成 19 年度の 5,888 百万円から増加傾向にあり、平成 28 年度は 16,329 百万円である。

分担金及び負担金は保護者が負担する保育料であり、保育園の入所者数の増加に伴い、平成 19 年度の 2,095 百万円から平成 28 年度の 2,451 百万円へと増加傾向にある。

都負担金は保育園運営費の補助等の増加に伴い、平成 19 年度の 1,061 百万円から平成 28 年度の 2,443 百万円へと大幅に増加している。

また国庫負担金も平成 22 年度に前年度と比較して大幅に増加しているが、これは児童手当の廃止に伴って創設された子ども手当によるものである。子ども手当の改正に伴い支給額が減少したことから国庫負担金は平成 22 年度をピークに減少したが、平成 25 年度以降は私立認可保育園に対する保育園運営費の補助の増加に伴い増加している。

(7) 保育園運営経費の推移

大田区の認可保育園運営のための総経費の推移については、保育園の入園希望者に配られる「入園申込みのしおり」に記載されている。

平成 21 年度から平成 28 年度の「入園申込みのしおり」を入手し、認可保育園運営のための総経費の平成 19 年度からの推移を示したものが、次の表である。なお「入園申込みのしおり」には 2 年前の年度の保育園運営経費が記載されている。

(単位：百万円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
運営経費	15,525	16,367	16,397	16,564	16,880	17,542	18,012	19,050
大田区負担金	11,928	11,907	11,894	12,017	12,110	12,460	12,628	13,257
区負担率	76.83%	72.75%	72.54%	72.55%	71.74%	71.03%	70.11%	69.59%
国都負担金	1,439	2,512	2,543	2,591	2,711	2,901	3,141	3,442
国都負担率	9.27%	15.35%	15.51%	15.64%	16.06%	16.54%	17.44%	18.07%
保護者負担額 (保育料)	2,111	1,907	1,922	1,907	2,039	2,158	2,223	2,339
保護者負担率	13.60%	11.65%	11.72%	11.51%	12.08%	12.30%	12.34%	12.28%
受託収入	47	41	36	50	20	23	20	13
受託収入率	0.30%	0.25%	0.22%	0.30%	0.12%	0.13%	0.11%	0.07%

運営経費は平成 19 年度の約 155 億円から平成 26 年度においては約 190 億円へと増加している。

運営経費の内訳は平成 26 年度約 190 億円のうち、最も大きいものは区立保育園の person 費で約 90 億円、次いで私立保育園運営経費約 65 億円、区立保育園民間委託等委託料約 22 億円、区立保育園のその他の経費約 13 億円であり、支出の 50% 近くが区立保育園の person 費である。

保護者負担額は保護者が支払う保育料である。平成 19 年度の約 21 億円から平成 26 年度は約 23 億円へと増加しているが、保護者負担率の推移は 11.5% から 13.60% の間で推移しており、特に負担率は上昇していない。

一方で、国都の負担金と負担率が上昇している。これは区立保育園の民営化が進んでいることが一つの要因であると考えられる。

(8) 認可保育園の施設数及び定員

認可保育園の施設数及び定員の平成 14 年度から平成 28 年度の推移は、次の表のとおりである。

年度	区立		私立		計	
	園数	定員	園数	定員	園数	定員
平成14年度	60	6,960	17	1,262	77	8,222
平成15年度	60	7,006	18	1,283	78	8,289
平成16年度	60	7,018	17	1,275	77	8,293
平成17年度	60	7,018	17	1,287	77	8,305
平成18年度	60	7,044	17	1,287	77	8,331
平成19年度	58	6,855	20	1,521	78	8,376
平成20年度	57	6,754	20	1,645	77	8,399
平成21年度	56	6,634	22	1,827	78	8,461
平成22年度	56	6,622	23	1,936	79	8,558
平成23年度	55	6,607	29	2,438	84	9,045
平成24年度	54	6,489	34	2,887	88	9,376
平成25年度	52	6,281	39	3,339	91	9,620
平成26年度	50	6,015	45	3,871	95	9,886
平成27年度	49	5,878	56	4,645	105	10,523
平成28年度	47	5,621	61	5,209	108	10,830

公立と私立を合わせた認可保育園の施設数及び定員は平成 14 年度の 77 園、8,222 人から平成 28 年度の 108 園、10,830 人と施設数で 31 園、定員で 2,608 人増加している。

公立保育園は民営化により平成 18 年度の 60 園から平成 28 年度には 47 園に減少し、定員も平成 18 年度の 7,044 人から平成 28 年度には 5,621 人と 1,423 人減少している。

一方、私立保育園は平成 18 年度以降毎年、その施設数を増加させており、平成 28 年度は 61 園と、平成 18 年度に比して施設数は約 3.5 倍に増加し、園数でも公立保育園の数を上回っている。しかし園数は上回っているものの定員数では公立保育園の定員数を下回っている。これは公立保育園は比較的大きな施設が多く、1 園あたりの定員が私立保育園に比して大きいためである。

今後も私立保育園は待機児童対策のため、多くの開設予定があるものの、公立保育園は拠点園 18 園以外は全て民営化する予定であることから、その施設数は減少していく予定である。

(9) 公立保育園の職員数

平成 14 年度からの公立保育園の職員数の推移は次の表のとおりである。

年度	公立園数	人員(人)
平成14年度	60	1,417
平成15年度	60	1,402
平成16年度	60	1,375
平成17年度	60	1,328
平成18年度	60	1,285
平成19年度	58	1,248
平成20年度	57	1,213
平成21年度	56	1,196
平成22年度	56	1,196
平成23年度	55	1,121
平成24年度	54	1,092
平成25年度	52	1,044
平成26年度	50	1,004
平成27年度	49	956
平成28年度	47	932

平成 19 年度以降は公立保育園の民営化により、60 園あった保育園数が平成 28 年度までに 47 園まで減少したことから、職員数も平成 14 年度の 1,417 人から平成 28 年度の 932 人まで 485 人減少している。

公立保育園は拠点園 18 園以外、民営化される予定であることから、今後も園

数は減少し、それに伴って職員数も減少することが想定される。

各公立保育園毎の職員とその内訳は、下記の表のとおりである。なお公立保育園は47園であるが、そのうち11園は後述する公立保育園の民営化により民間委託されており、大田区の職員が配置されている園は36園である。

(10)大田区の地区毎の保育施設の設置状況

おおた子ども・子育てかがやきプランにおいて、教育・保育提供区域の設定は、地域特性や交通網、地域のネットワーク等を勘案し、大森地区（大森東、大森西、入新井、馬込、池上、新井宿）、調布地区（嶺町、田園調布、鶉の木、久が原、雪谷、千束）、蒲田地区（六郷、矢口、蒲田西、蒲田東、糀谷、羽田）の区域を教育・保育提供区域の基本としている。なお、各区域のカッコ内は出張所名である。

「平成28年度用 入園申込みのしおり」に記載されている保育施設を上記3地区に区分すると、各区域ごとの保育施設の設置状況とその定員は、以下の表のようになる。

・蒲田地区

蒲田地区	区立認可保育園	定員	私立認可保育園	定員	認証保育所	定員	小規模保育所	定員
1	相生	122	えがおの森保育園かまた駅前	60	ヒューマンアカデミー蒲田	36	しおどめ保育園京急蒲田駅前	18
2	東六郷	132	グローバルキッズ蒲田園	60	ペピーステーション下丸子	28	蒲田保育専門学校附属保育室	18
3	志茂田	134	アスク蒲田一丁目	80	グローバルキッズ千鳥町	40	こどもヶ丘保育園雑色園	19
4	蒲田本町	125	多摩川	118	モニカ矢口渡	30	保育ルームOhara梅屋敷駅前園	19
5	東蒲田	124	女塚	100	アスク下丸子	30	このえ雑色小規模保育園	19
6	新蒲田	131	第一蒲田	90	ポピンズナーサリースクール多摩川	40	こどもヶ丘保育園東矢口園	19
7	矢口	108	おひさま	80	ナーサリールームベリーベア蒲田	40	ディールカ保育園新蒲田園	19
8	西蒲田	139	第二蒲田	90	はなぞの保育室	30		
9	矢口第二	77	レイモンド南蒲田	69	ポピンズナーサリースクール下丸子	40		
10	みどり	94	蒲田音楽学園	72	むさし新田駅前	30		
11	仲六郷	123	今泉	100	蒲田プチクレイシュ	40		
12	六郷	123	丸子ベビー	60	ピノキオ幼児舎下丸子園	27		
13	南六郷	101	よいこの	80	ポピンズナーサリースクール羽田	40		
14	いずも	103	西二なかよし	50	羽田空港アンジュ保育園	120		
15	下丸子	139	千鳥さくら	130	山崎こじか園	96		
16	本蒲田	135	多摩堤	121				
17	萩中	80	高畑	138				
18	本羽田	124	ぼけっとランド西蒲田	60				
19	なかよし	93	蒲田保育専門学校ふぞく北糀谷	137				
20	弁天橋	113	西糀谷しろはと	129				
21	羽田	110	第三蒲田保育園	90				
22	浜竹	140	*糀谷駅前保育園	94				
23	糀谷	122						
24	東糀谷	151						
25	西糀谷	125						
計		2,968		2,008		667		131

*糀谷駅前保育園は平成29年4月に新設される保育園である。

・大森地区

大森地区	区立認可保育園	定員	私立認可保育園	定員	認証保育所	定員	小規模保育所	定員
1	大森南	134	グローバルキッズ大森西園	60	ローリースナーサリー大森	37	池上らるスマート保育所	19
2	森が崎	110	マミーズエンジェル池上駅前	90	すみれナーサリー	20	小鳩スマート保育所大森	18
3	山王	139	キッズガーデン大森駅前	62	大森山王こども園	40	キッズガーデン馬込駅前	19
4	富士見橋	85	さくら中央	80	子供の部屋保育園	33	保育ルームOhara大森西園	19
5	中央八丁目	60	グローバルキッズ西馬込園	80	ナーサリールームベリーベアー大森西	25	小鳩スマート保育所北馬込	19
6	新井宿	144	あつがる池上	108	ココファンナーサリー馬込	40	キッズラボ西馬込園	16
7	入新井	121	桐里	84	保育ルームフェリーチェ大田馬込園	27		
8	池上第三	131	おおたみんなの家	75	マミーズエンジェル池上保育園	32		
9	南馬込	129	大森北六丁目	84	青い保育園	27		
10	馬込保育園	117	島田	110	アスク池上保育園	40		
11	大森北	114	大森駅前	46	マミーズエンジェル大森保育園	46		
12	大森西第二	123	アスク大森	84	ゆらりん大森プロトシティ保育園	25		
13	大森西	139	そらのいえ	84	池上ブチクレイシュ	40		
14	大森東一丁目	134	大森	60	マミーナ馬込	30		
15			子どもの家	99	まごめ共同保育所	32		
16			美原	120	チャイルドケアセンター青い鳥	70		
17			池上長尾	128				
18			馬込ここわ	80				
19			南馬込第二保育園	137				
20			ケンバ池上	60				
21			池上どろんこ	67				
22			にじいろ保育園西馬込	90				
23			ケンバ西馬込	60				
24			えがおの森保育園おもり駅前	60				
25			メリーポピンズアトレ大森ルーム	75				
26			ベネッセ池上	64				
27			*ポピンズナーサリースクール馬込	60				
計		1,680		2,207		564		110

*ポピンズナーサリースクール馬込は平成28年10月に新設される保育園である。

・調布地区

調布地区	区立認可保育園	定員	私立認可保育園	定員	認証保育所	定員	小規模保育所	定員
1	千束	126	上池台	130	石川台駅前こども園	37	えがおの森保育園かみけだい	19
2	仲池上	128	クオリスキッズくがはら	75	石川台らる保育園	28	はぐはぐキッズ洗足池	19
3	雪谷	132	北嶺町第二	60	ここわ保育園	30	小鳩スマート保育所上池台	19
4	小池	124	いしかわだいきらさく	65	こどもみらい東雪谷	23	久が原らるスマート保育所	17
5	千鳥	123	鶯の木いまいずみ	60	明日葉保育園雪谷園	30	チャレンジキッズ雪谷大塚園	18
6	久が原	95	アスク久が原	90	テンドーラビング保育園久が原	32	チャレンジキッズ長原園	19
7	田園調布二丁目	124	ベネッセ雪が谷大塚	60	くがはらさくらさくほいくえん	34	このえ鶯の木小規模保育園	19
8	わかば	135	ポピンズナーサリースクール長原	60	ながはらさくらさくほいくえん	38	キャリアー保育園田園調布	19
9	田園調布	86	洗心	108	マミーズエンジェル上池台第二保育園	26		
10			久が原ハーモニー	76	田園調布ナーサリー	60		
11			アスクうのき	70	マミーズエンジェル上池台保育園	30		
12			北嶺町	117	育児サポートカスターネット森の保育園	40		
13			洗足池	45	アスク雪谷大塚保育園	35		
14			にじいろ保育園大岡山	99	きらきら保育園	25		
15					ナーサリールームベリーベアー久が原	22		
16					アスクおんたけ保育園	26		
17					ピノキオ幼児舎久が原園	25		
18					バレット保育園大岡山	60		
19					チャレンジキッズ北千束園	27		
計		1,073		1,115		628		149

また「大田区政ファイル 平成 28 年度版」によれば、各地区の出張所ごとの平成 28 年 1 月 1 日現在の人口は、以下の表のとおりである。

蒲田地区	人口	大森地区	人口	調布地区	人口
六郷	65,732	大森東	19,172	嶺町	25,578
矢口	42,044	大森西	58,044	田園調布	21,237
蒲田西	61,081	入新井	40,858	鶉の木	24,479
蒲田東	44,827	馬込	52,522	久が原	28,516
糀谷	38,221	池上	44,346	雪谷	61,279
羽田	38,622	新井宿	21,115	千束	24,384
計	290,527	計	236,057	計	185,473

上記の表を、施設数及び定員と人口比でまとめた表が次の表である。

	区立認可 保育園数	定員	私立認可 保育園数	定員	認証保育 所数	定員	小規模保育 所数	定員	施設数計	定員計	人口	人口に対する 定員割合
蒲田地区	25	2,968	22	2,008	15	667	7	131	69	5,774	290,527	2.0%
大森地区	14	1,680	27	2,207	16	564	6	110	63	4,561	236,057	1.9%
調布地区	9	1,073	14	1,115	19	628	8	149	50	2,965	185,473	1.6%
合計	48	5,721	63	5,330	50	1,859	21	390	182	13,300	712,057	1.9%

施設の特徴としては、蒲田地区では区立認可保育園の比率が全 69 施設中 25 施設と 36.2%を占めており、大森地区では私立認可保育園の比率が全 63 施設中 27 施設と 42.8%を占めており、また調布地区では認証保育所の比率が全 50 施設中 19 施設と 38.0%を占めていることである。

人口に対する保育定員の割合は平均が 1.9%であるが、調布地区では 1.6%であり、人口に対して保育定員割合が低い。

各地区ごとの 0 歳から 5 歳の人口データはないが、おおた子ども・子育てかがやきプランにおいては、平成 27 年度から平成 31 年度の保育サービス定員の確保策として、0 歳、1・2 歳、3～5 歳の区全域、蒲田地区、大森地区、調布地区に分けニーズ量を推定しており、これを 0 歳から 5 歳まで合計し、平成 27 年度から平成 31 年度の各地区の平均割合を算出すると、次の表のようになる。

0歳～5歳合計	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	合計
蒲田	5,228	5,204	5,178	5,135	5,088	25,833
大森	4,185	4,165	4,136	4,100	4,064	20,650
調布	3,278	3,261	3,236	3,208	3,178	16,161
計	12,691	12,630	12,550	12,443	12,330	62,644
各地区の構成割合	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平均値
蒲田	41.2%	41.2%	41.3%	41.3%	41.3%	41.2%
大森	33.0%	33.0%	33.0%	33.0%	33.0%	33.0%
調布	25.8%	25.8%	25.8%	25.8%	25.8%	25.8%

上記の各地区の平均値を平成28年1月1日現在0歳児から5歳児の人口33,316人を各地区の人口割合で割り当てて、同人口に対する定員割合を算出すると、次の表のようになる。

	定員計	0～5歳児人口	0～5歳児人口に対する定員割合
蒲田地区	5,774	13,726	42.1%
大森地区	4,561	10,994	41.5%
調布地区	2,965	8,596	34.5%
合計	13,300	33,316	39.9%

調布地区は、人口に対する定員割合が人口で単純に計算した場合と同様に蒲田地区と大森地区に比して低く、待機児童がこの地区で生じやすいことが伺える。

(11) 保育園民営化の現状と23区の民営化の現状の比較

1) 保育園民営化の背景

保育園の民営化は全国的に行われているが、これは平成16年の公立保育所運営費の国庫補助負担金の廃止と一般財源化され、また平成18年には公立保育所整備費の国庫補助金も同様に一般財源化されたことで、自治体の財政負担が大きくなったことである。

私立保育所には、運営費や施設整備費の国庫補助があることから、財政運営の厳しい自治体は、保育所経費の財源確保のためにも民営化を進めているという事情もある。

また総務省は、平成17年に「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」により、民間委託や指定管理者制度、PFI（Private Finance Initiative）手法の活用、職員の削減等の行政改革が地方自治体に求められ、その結果、民営化が進められてきている。

2) 23 区における区立保育園施設数の比較

23 区における認可保育園数と区立保育園数及びその比率は、次の表のとおりである。

		認可保育園				認可保育園 に占める区立 保育園の比率
		区立		私立 (民設民営)	合計施設数	
		区立区営	区立民営			
1	足立区	33	13	56	102	45.1%
2	荒川区	14	9	18	41	56.1%
3	板橋区	38	2	67	107	37.4%
4	江戸川区	37	0	53	90	41.1%
5	大田区	36	11	61	108	43.5%
6	葛飾区	37	6	51	94	45.7%
7	北区	30	14	28	72	61.1%
8	江東区	32	12	54	98	44.9%
9	品川区	39	2	36	77	53.2%
10	渋谷区	18	0	12	30	60.0%
11	新宿区	10	2	26	38	31.6%
12	杉並区	37	6	43	86	50.0%
13	墨田区	23	6	30	59	49.2%
14	世田谷区	50	0	99	149	33.6%
15	台東区	10	1	14	25	44.0%
16	中央区	11	3	27	41	34.1%
17	千代田区	6	0	5	11	54.5%
18	豊島区	19	3	25	47	46.8%
19	中野区	16	4	29	49	40.8%
20	練馬区	40	20	75	135	44.4%
21	文京区	18	1	35	54	35.2%
22	港区	15	4	33	52	36.5%
23	目黒区	19	3	17	39	56.4%
計		588	122	894	1604	44.3%

保育園の民営化は財政事情の厳しい地方のみならず、東京 23 区においても民営化は行われている。

23 区の平成 28 年 4 月現在における認可保育園総数は 1,604 園である。一方、区立保育園は区立区営が 588 園、区立民営が 122 園で合わせて 710 園であり、認可保育園に占める割合は 44.3%と過半数を割り込んでおり、23 区においても民営化は進んでいることが伺える。

最も民営化が進められている区は、新宿区で区立保育園は認可保育園 38 園のうち 12 園 (31.6%) であり、次いで世田谷区 (149 園のうち 50 園で 33.6%)、

中央区（41園のうち14園で34.1%）である。

民営化を最も行っていない区は、北区で区立保育園は認可保育園72園のうち44園（61.1%）であり、次いで渋谷区（30園のうち18園で60.0%）、目黒区（39園のうち22園で56.4%）である。

大田区は認可保育園108園のうち区立保育園は47園であり区立保育園が占める割合は43.5%とほぼ23区の平均値である。

3) 23区における民営化の動向

	民営化された区立保育園の施設数										民営化手法の内訳			民営化委託先内訳			
	平成19年度以前	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	民営化計	民設民営	民間委託	指定管理者	社会福祉法人	株式会社	NPO法人
1 足立区	8	2	2	3	2	2	2	2	2	3	28	15	0	13	27	1	0
2 荒川区	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	3	1	1	1	3	0	0
3 板橋区	4	1	0	1	0	1	0	2	0	1	10	8	1	1	9	0	1
4 江戸川区	1	2	3	2	1	2	1	1	2	1	16	16	0	0	16	0	0
5 大田区	8	3	2	0	2	2	2	2	1	2	24	13	11	0	17	7	0
6 葛飾区	0	0	2	2	0	1	0	0	0	0	5	0	5	0	5	0	0
7 北区	4	1	2	1	0	1	2	2	0	1	14	0	0	14	14	0	0
8 江東区	2	1	0	2	0	0	0	0	0	1	6	0	0	6	6	0	0
9 品川区	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1
10 渋谷区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11 新宿区	4	0	0	1	1	0	1	0	2	0	9	8	0	1	9	0	0
12 杉並区	3	0	1	0	0	0	0	1	0	1	6	0	0	6	4	2	0
13 墨田区	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	5	5	0	0
14 世田谷区	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	5	0	0
15 台東区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 中央区	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0	5	0	0	5	1	4	0
17 千代田区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 豊島区	3	0	3	1	0	0	0	1	0	0	8	5	3	0	8	0	0
19 中野区	9	2	1	1	1	0	1	0	2	0	17	13	0	4	15	2	0
20 練馬区	4	0	0	3	2	3	2	2	2	2	20	0	20	0	18	2	0
21 文京区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 港区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23 目黒区	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	3	0	0	3	3	0	0
計	56	15	20	20	10	14	13	13	12	12	185	84	41	60	165	18	2

（100都市 保育力充実度チェック 2016年度版より引用）

上記の表は、各年度毎に民営化された区立保育園数、民営化がどのような方法で行われたか、及び民営化の委託先を示したものである。

4) 民営化された区立保育園の施設数

平成 20 年度以降、23 区では毎年 10 園以上が民営化されており、平成 19 年度以前からの民営化された園と合わせて 185 園が民営化されている。

5) 民営化の手法の内訳

民営化の手法としては 185 園中、84 園が民設民営、41 園が民間委託、60 園が指定管理者制度である。

民設民営とは、完全に民間保育所となることで、設置者も運営者も民間事業者となるものである。民間委託とは、運営者は業務委託による民間であるが、設置者は公（区）であるものであり、契約期間は原則として 1 年である。また指定管理者とは、公（区）の施設について管理運営を民間に委任することができる制度であり、管理権限が委託契約では公（区）にあったが、指定管理者では事業者委任されるものである。使用料の徴収は事業者が収益として行えるとされているが、認可保育所では延長保育料等のみが該当する。

23 区では練馬区では民間委託による方法のみで 20 園が民営化されている。また江戸川区では民設民営による方法のみで 16 園が民営化されている。江戸川区の民営化は平成 14 年に区内の全ての私立幼稚園と認可私立保育園が一体となって設立された社会福祉法人えどがわによって全て行われている。

民営化の手法としては、民設民営、民間委託、指定管理者制度の 3 方法があり、23 区の民営化の手法を検討すると、3 方法のいずれかの制度によって行われている区が多い。その中で大田区は民設民営が 13 園、民間委託が 11 園と 2 つの方法を併用している点で特徴がみられる。

6) 民営化委託先の内訳

23 区の民営化の委託先としては、社会福祉法人が 185 園中 165 園と約 90% を占めており、株式会社は 18 園と少ない。しかし近年では株式会社が民営化の委託先になるケースが増えており、今後は株式会社の比率が増加することが予想される。

品川区の民営化は 1 園のみであり、その運営は NPO 法人が担っている。また板橋区においても 1 園が NPO 法人に民営化されており、NPO 法人が民営化委託先となることも今後増えることが想定される。

大田区では民営化 24 園のうち民営化の委託先は社会福祉法人が 17 園、株式

会社が7園と株式会社の比率が高いことが特徴である。

7) 民営化の今後

23区における平成29年度の民営化予定園数は、足立区、大田区、杉並区で各2施設、江戸川区、目黒区で各1施設の計8施設である。

今後も区立保育園の民営化は進んでいくものと思われる。